一般社団法人日本社会福祉学会

2011年度関東部会研究集会抄録集

大会テーマ

災害と社会福祉学

～災害国日本における社会福祉学の位置：
3.11以後の日本の社会福祉学を構造する～

開催日：2012年３月10日

会場：東洋大学・白山キャンパス

【プログラム】

■受付開始　９：００～　（受付場所：６号館２階ホール）

■自由研究報告　９：３０～１１：３０

第 ２会 場（第1分科会）　　場所　６号館6401教室

９：３０～１０：２５

① 【研究報告部門】危機の時代の社会保障制度について
～貧困政策の機能を中軸に据えた新しい社会保障制度改革～
社会福祉士個人事務所　みらい２１かなる　山﨑眞弓

１０：３０～１０：５５

② 【実践報告部門】地域福祉におけるコミュニティソーシャルワーカーの役割について
～豊島区社会福祉協議会を事例として～
大正大学大学院　博士前期課程　佐久間理央

■座長（兼・ｺﾒﾝﾃｰﾀ）：加山弾氏
■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：小林良二氏

第 ３ 会 場（第２分科会）　　場所　６号館6402教室

９：３０～１０：２５

① 【研究報告部門】介護保険サービスへのアクセスの問題
～利用者側の背景要因を中心に～
東洋大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻　　博士後期課程　李恩心

１０：３０～１１：２５

② 【研究報告部門】事例調査を通した韓国老人長期療養保険制度における福祉の市場化の影響分析
首都大学東京大学院人文科学研究科社会行動学社会福祉学教室博士前期課程　崔仙姫

■座長（兼・ｺﾒﾝﾃｰﾀ）：　荒井浩道氏
■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：　北本佳子氏

第 4会 場（第３分科会）　　場所　６号館6403教室

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】金銭を介在させて行われる社会福祉の相談支援における特徴やあり方に関する考察

～生活保護制度、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業の比較を通じて～

明治学院大学社会学部付属研究所　研究員　　志村久仁子

１０：３０～１１：２５

②【研究報告部門】韓国の低所得層への自立支援の取り組み

～成果中心自活事業のモデル事業を中心に～

韓国保健福祉部社会サービス政策館室　自立支援課　　専門委員 許賢淑

■座長・ｺﾒﾝﾃｰﾀ：　岡部卓氏

■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：川原恵子氏

第 ５会場（第４分科会）　　場所　６号館6404教室

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】母親の子育てにかかわる価値観の変容を促す保育支援

～Z保育園における子育て支援課題を持つ母親へのインタビュー調査から～

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻

博士後期課程　小川晶

１０：３０～１１：２５

②【研究報告部門】日本の子育ての支援における『子育ち』の提唱に関する考察

昭和女子大学大学院 生活機構研究科 福祉社会研究専攻　修士課程　久世彩子

■座長：金子恵美氏

■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：西郷泰之氏

第 ６ 会 場 （第５分科会） 場所 ６号館6405教室

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】精神的ケアを必要とする若者へのソーシャルワークのあり方に関する研究
～実践に基づく援助指針作成の試み～

日本社会事業大学大学院　博士前期課程　西隈亜紀

１０：３０～１０：５５

②【実践報告部門】　学校健康相談におけるシステム理論ソーシャルワークと家族療法の技法の活用

東海大学大学院文学研究科コミュニケーション学臨床心理専攻
博士前期課程 今井孝子

１１：００～１１：２５

③【萌芽的研究報告部門】　保育所における障がい児の家族支援
～就学にむけたソーシャルワーク機能の分析から～

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻
博士後期課程 福山市立大学教育学部　高橋　実

■座長：沖倉智美氏
■コメンテータ：月田みづえ氏

第 ７ 会 場 （第６分科会） 場所 ６号館6406教室

９：３０～１０：２５

① 【研究報告部門】　既婚女性の再就職支援事業の検証
～Ｓ女子大学を例に～

昭和女子大学大学院　博士後期課程科目等履修生　宮野由紀子

１０：３０～１０：５５

②【萌芽的研究報告部門 】 ケアワーカーにおけるジェンダーの加重構造と社会的地位

義基祐正

■座長（兼・ｺﾒﾝﾃｰﾀ）：山田知子氏
■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：森田明美氏

第 8 会 場（第７分科会）　　場所　６号館6407教室

９：３０～１０：２５
①【研究報告部門】福祉に従事する専門職の記録業務の妥当性
～「情報の客観性」の考察～
目白大学人間学部人間福祉学科　三田真外

１０：３０～１０：５５
②【実践報告部門】二つの困難事例に対するナラティヴ・アプローチの視点からの研究
～語りをそのまま聞くということ～
東洋英和女学院大学大学院　人間科学研究科　博士後期課程　遠藤紀子

１１：００～１１：２５
③【萌芽的研究報告部門】　日本に在住する難民の語り
～ミャンマー難民を事例として～
大正大学大学院人間学研究科社会福祉学専攻　修士課程　高橋智美

■座長（兼･ｺﾒﾝﾃｰﾀ）：深谷美枝氏
■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：志村健一氏

第 9 会 場（第８分科会）　　場所　６号館6408教室

９：３０～９：５５
①【萌芽的研究報告部門】クラブハウスモデルの過渡的雇用プログラムにおけるメンバーの自己効力感獲得の要因
日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科　澤田優美子

１０：００～１０：２５
②【萌芽的研究報告部門】意欲維持のための「生活保護就労支援プログラム」の開発と評価
～プログラム評価による「効果的プログラム要素」の検討を通して～
日本社会事業大学大学院　博士後期課程　高橋浩介

１０：３０～１０：５５
③【萌芽的研究報告部門】障がい者のためのソーシャル・ファーム（社会的企業）
東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科　社会福祉学専攻　宮竹孝弥

■座長：贄川信幸氏
■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：六波羅詩郎氏

第　１０　会　場（第９分科会）　　場所　６号館6409教室

９：３０～９：５５
①【萌芽的研究報告部門】太平洋戦争における精神障害軍人　　戦争における精神障害に対する考え方
筑波大学大学院人間総合科学研究科障害科学専攻　博士前期課程　　野田晃生

９：５５～１０：２５
②【萌芽的研究報告部門】重度障害者用意思伝達装置の販売とサポートの実態に関する研究
国立障害者リハビリテーションセンター研究所　丸岡稔典

１０：３０～１１：２５
③【研究報告部門】　　地域福祉計画の圏域設定の意味について
～金沢市と松山市の比較からの考察～
世田谷区生涯大学専任講師　山田宜廣

■座長（兼・ｺﾒﾝﾃｰﾀ）：河東田博氏
■ｺﾒﾝﾃｰﾀ：宮城孝氏

■■教育セミナー■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１１：００～１１：３０

「福祉実践家参画型プログラム評価と効果的プログラムモデルの形成の方法」

報告者：大島巌（日本社会事業大学　）

座長：　菱沼幹男　（日本社会事業大学）

■■昼食・休憩■■　　１１：３０～１２：３０

■■関東部会総会■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１２：３０～１３：００

■■記念講演■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１３：００～１３：３０

「社会福祉学は東日本大震災をどう受け止めるのか」

講演者：古川孝順（東洋大学　教授）

■座　　長：森田 明美（東洋大学　教授）

■■シンポジウム■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１３：４０～１７：００

テーマ

「災害国日本における社会福祉学 － なにを追究し発信するのか」

【シンポジスト】

１．被災地の貧困化をどう考えるのか

首都大学東京　都市教養学部　教授　岡部卓氏

２．災害弱者への支援あり方をめぐって

立教大学　教授　河東田博氏

３．被災地支援における子ども支援の実践から

ー子どもの権利の視点が作り出す復興の力

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長・東洋大学社会学部

教授　森田明美氏

４．被災地の視線で考える社会福祉学への期待

岩手県立大学教授　都築光一氏

指定討論

「被災住民のエンパワメント形成支援による地域再生の可能性と課題～阪神淡路大震災、東日本大震災の支援経験から～

法政大学現代福祉学部教授　宮城　孝氏

■コーディネータ：　山田 知子（大正大学）

大島　巌　（日本社会事業大学）

関東地域ブロック研究大会（3月10日開催）日程表1

時間	第1会場 6号館6209教室	第2会場（第1分科会） 6号館6401教室	第3会場（第2分科会） 6号館6402教室	第4会場（第3分科会） 6号館6403教室	第5会場（第4分科会） 6号館6404教室	第6会場（第5分科会） 6号館6405教室
9:00-	開場および受付開始					
9:30-	自由研究報告					
9:30- 10:00	題目「福祉実践家参画型プログラム評価と効果的プログラムモデル形成の方法	①【研究報告】 山﨑眞弓氏 座長(兼・コメンテータ): 加山弾氏 コメンテータ:小林良二氏	①【研究報告】 李恩心氏 座長(兼・コメンテータ): 荒井浩道氏 コメンテータ:北本佳子氏	①【研究報告】 志村久仁子氏 座長(兼・コメンテータ): 岡部卓氏 コメンテータ:川原恵子氏	①【研究報告】 小川晶氏 座長:金子恵美氏 コメンテータ:西郷泰之氏	①【研究報告】西隈亜紀氏 座長:沖倉智美氏 コメンテータ:月田みづえ氏
10:00- 10:30						
10:30- 11:00		②【実践報告】佐久間理央氏 座長(コメンテータ):加山弾氏 コメンテータ:小林良二氏	①【研究報告】 崔仙姫氏 座長(兼・コメンテータ): 荒井浩道氏 コメンテータ:北本佳子氏	①【研究報告】 許賢淑氏 座長(兼・コメンテータ): 岡部卓氏 コメンテータ:川原恵子氏	①【研究報告】 久世彩子氏 座長:金子恵美氏 コメンテータ:西郷泰之氏	②【実践報告】今井孝子氏 座長:沖倉智美氏 コメンテータ:月田みづえ氏
11:00- 11:30	教育セミナー 報告者:大島巌氏 座長:菱沼幹男氏					③【萌芽的】高橋　実氏 座長:沖倉智美氏 コメンテータ:月田みづえ氏
11:30- 12:30	昼　食					
12:30- 13:00	総　会					
13:00- 13:30	記念講演 東洋大学:古川孝順氏					
13:40- 17:00	大会シンポジウム 「災害国日本における社会福祉学 – なにを追究し発信するのか」 コーディネーター: 山田知子氏、大島巌氏					
17:00-	閉　会					

講演題目「社会福祉学は東日本大震災をどう受け止めるのか」

①「被災地の貧困化をどう考えるのか」 首都大学東京　都市教養学部　教授　岡部卓氏
②「災害弱者への支援のあり方をめぐって」 立教大学　河東田博氏
③「被災地支援における子ども支援の実践から　－子どもの権利の視点が作り出す復興の力」
　東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長・東洋大学社会学部 教授　森田明美氏
④「被災地の視線で考える社会福祉学への期待」 岩手県立大学教授　都築光一氏
指定討論「被災住民のエンパワメント形成支援による地域再生の可能性と課題～阪神淡路大震災、東日本大震災の支援経験から～」 法政大学現代福祉学部教授　宮城　孝氏

関東地域ブロック研究大会（3月10日開催）日程表2：自由研究報告（第6～9分科会）

時間	第7会場（第6分科会） 6号館6406教室	第8会場（第7分科会） 6号館6407教室	第9会場（第8分科会） 6号館6408教室	第10会場（第9分科会） 6号館6409教室	第11会場 6号館6213教室
9:00-	開場および受付開始				
9:30-	自由研究報告				
9:30- 10:00	①【研究報告】 宮野由紀子氏 座長(兼・コメンテータ): 山田知子氏 コメンテータ：森田明美氏	①【研究報告】 三田真外氏 座長(兼・コメンテータ): 深谷美枝氏 コメンテータ：志村健一氏	①【萌芽的】澤田優美子氏 座長：贄川信幸氏 コメンテータ：贄川信幸氏	①【萌芽的】野田晃生氏 座長(コメンテータ)：河東田博氏 コメンテータ：宮城孝氏	大会事務局
10:00- 10:30			②【萌芽的】高橋浩介氏 座長：贄川信幸氏 コメンテータ：六波羅詩郎氏	②【萌芽的】丸岡稔典氏 座長(コメンテータ)：河東田博氏 コメンテータ：宮城孝氏	
10:30- 11:00	②【萌芽的】義基祐正氏 座長：　山田知子氏 コメンテータ：森田明美氏	②【実践報告】遠藤紀子氏 座長：深谷美枝氏 コメンテータ：志村健一氏	③【萌芽的】宮竹孝弥氏 座長：贄川信幸氏 コメンテータ：六波羅詩郎氏	③【研究報告】 山田宜廣氏 座長(兼・コメンテータ): 河東田博氏 コメンテータ：宮城孝氏	
11:00- 11:30		③【萌芽的】高橋智美氏 座長：深谷美枝氏 コメンテータ：志村健一氏			
11:30- 12:30	昼　食				運営委員会
12:30- 13:00 13:00- 13:30 13:40- 17:00					大会事務局
17:00-	閉　会				

2011年度　関東地域ブロック研究大会日程表2

■自由研究報告　９：３０～１１：３０

第　２会 場（第1分科会）　　場所　６号館6401教室

９：３０～１０：２５

①　【研究報告部門】危機の時代の社会保障制度について

～貧困政策の機能を中軸に据えた新しい社会保障制度改革～

社会福祉士個人事務所　みらい２１かなる　山﨑眞弓

１０：３０～１０：５５

②　【実践報告部門】地域福祉におけるコミュニティソーシャルワーカーの役割について

～豊島区社会福祉協議会を事例として～

大正大学大学院　博士前期課程　佐久間理央

■座長（兼･コメンテータ）：加山弾氏

■コメンテータ：小林良二氏

研究報告部門

危機の時代の社会保障制度について

― 貧困政策の機能を中軸に据えた新しい社会保障制度改革 ―

社会福祉士個人事務所　みらい21かなる　山﨑　眞弓（００６４９５）

〔キーワード〕センの貧困測度、福祉国家のジレンマ、部分的ベーシック・インカム

1.　研究目的

グローバリゼーションという経済情勢下で、予測を越えた天災人災が国民生活に広範な危機を引き起こす時代を迎えていると思われる。特に3.11以降の日本社会の変動の中で、労働人口の三分の一が非正規労働に従事する日本社会の中で、世代間格差は大きく、若い世代が、これから子育てをして生きてゆくため、安心して自分の生活を切り開くことが出来るための社会保障の基本構造を考える。

2.　研究の視点および方法

現在の福祉国家の社会保障改革の方向はワークフェアだが、貧困政策の機能を中軸に据えた新しい社会保障制度を求めて、その方向を貧困研究の現段階から考察する。アマルティア・センの開発した新しい貧困測度を踏まえると、貧困とは生活物資の絶対的欠乏である絶対的貧困と、格差、不平等を本質とする相対的貧困の重なりあう状態である。その構造に対して、絶対的貧困への所得保障、生活物資の現物給付を中核に据え、同時に相対的貧困への対応である諸社会サービスシステムの二つを混然一体的に提供する社会保障システムを考える。

3.　倫理的配慮

特にありません。発表に用いる用語について引用を明らかにしています。

4.　研究結果

１．グローバリゼーションの中の福祉国家とワークフェア

グローバリゼーション経済の進展と共に『福祉国家の財政赤字』『福祉国家のジレンマ[i]』が指摘され、先進国、福祉国家群の社会政策はその基本的な構成をワークファエア（福祉と労働政策の政策ミックス）へと改革中である。その中でリーマンショック以降の経済不安が世界に伝播して、アメリカでも格差反対の大規模なデマ、ヨーロッパの学生、労働者の同様な動きが起こるなど、世界は今歴史の過渡期にあるといえよう。その中で日本社会も格差拡大が指摘され、そして昨年3.11の原発事故に見舞われている。

２．貧困研究の教える事

国民生活のベースに不安がある時代の社会保障体系に貧困政策を中軸に据えることを求めれば、貧困研究の現段階を踏まえなければならない。「貧困と不平等と言う相互に関連してはいるが異なった二つの関心を統合する最初の試み[ii]」とされて、相対的剥奪と貧困概念の関係を明らかにし、その後の所得分布に感応的な貧困測度に関する膨大な研究を誕生させたセンの貧困測度は、現在多用されているFTG指標へと発展している。

センの測度の構成は、貧困とは生活物資の厳しい不足、絶対的貧困と、格差、不平等を本質とする相対的貧困が互いに重なり合う社会や人間の状態である事を明らかにしている。そのため貧困政策とはその中核に絶対的貧困対策となる所得保障を置き、同時に相対的貧困対策となる対人社会サービス（保健医療福祉、職業教育、保育家事援助等）の両システムを混然一体的に同時実施するシステムが求められていると考えることができる。（数式の解説を入れる）

３．ワークフェアとベーシック・インカム

福祉国家の二つの限界『財政赤字』と『福祉国家のジレンマ』を考慮した改革の方向がワークフェアであり、すべての国

民に仕事の機会を与えて厚い福祉給付ではなく、仕事による所得保障を目指すものと考えることができる。このワークフェアの対極にあるのが全ての国民に（老若男女、女性、子供にまで）無条件一律に所得を補償しようとする普遍的所得保障構想（ベーシック・インカム、以後BI）である。

BIへの基本的な支持は、イギリスの社会手当の延長上に理解する事が出来る、受給者への「スティグマ」、福祉国家のジレンマを解消できるのではないかという点だが、同時に根本的は批判としては、働かざる者への給付として、労働インセンティヴへの影響[iii]が重要な問題として指摘されている。この問題を考慮した上でワークフェアとのすり合わせは可能であり、それが不平等測度で有名なアトキンソンが提示する**部分的BI、給付要件を様々に縮小、創設を行う所得保障制度である。**

この所得保障制度の設計について、スティグマに配慮する所得保障制度の改革としてイメージすれば、単独制度内改革として進めても限界があるので、必要な対人社会サービス（医療、介護、職業訓練、保育等）の要否判定とリンクにする事によって、対処すべき貧困が生活問題として普遍的な問題であるという社会的理解への途を開く事ができる。その事が所得保障で生活する人々と、稼得する人々の間の差異、違いをなくし、スティグマや「非『承認[iv]』」を軽減すると思われる。

４．「部分的BI」を中核に据えた社会保障システム

政府が増税と引き換えに提示している「最低保障年金」では福祉国家の二つの限界のうちの『財政赤字』についての対応がなされておらず、イギリス等欧州で議論されている私が取り上げているBIとの関係は今のところ不明である。

各社会サービス供給体制を社会保険制度として選択すれば、社会サービスの調達システム、その入口で全ての社会サービスの保険税、利用料を用意する制度として、所得保障制度は社会保障制度の中核に位置すると思われる。

この危機の時代の社会保障システムの構成は、特別災害被害立法の中身をカバーしており、被災者など様々な理由で生活崩壊の危機（突然の病、怪我、失業、天災等）に立つ国民が、月８万近い現金給付を受けて、その中から社会保険料を支払い、権利として医療、家事援助、介護、就労支援の諸サービスを求める事が出来る制度群である。（住宅保障には現物給付を講じる事ができる。）

5. ソーシャルワークの位置と役割

貧困政策を中軸に据えた社会保障制度体系において、利用する国民と制度を繋ぐのはソーシャルワーク相談である。ソーシャルワーク相談は、利用者の個別性に配慮し、利用者の生活の纏まり（社会性・主体性・全体性・現実性[v]）を軸にする制度と利用者国民を繋ぐ仲介役として制度を活かす鍵である。

6. まとめ

利用者国民から見れば、自分の今の生活を切り開く為にいろいろと工夫して行動する事ができる、必要性を満たす社会保障が望まれている。平時でも女性、子供にも一律の所得保障があり、そこから保険税を支払う社会保険サービスを権利として利用できるならば、その社会では生活困難であっても命と暮らしは守られている。その安心の上に国民は、転職など新しいライフチャンスの為に、職業能力を磨くなど、互いに切磋琢磨、協力して各人が力を活かす事ができると思われる。

貧困に予防的備える事ができる社会保障制度、災害時も平時も、遭遇した生活困難を立て直す為の社会保障制度である。

（詳細はホームページ　http://mirai21canal.com/の社会保障として載せてあります。）

---

[i] 山森亮　「福祉国家への視座」P109　ミネルヴァ書房　2000年1月
[ii] 鈴村興太郎　後藤玲子　『アマルティア・セン―経済学と倫理学』P223　実教出版　2005年11月25日
[iii] 小沢修司『福祉社会と社会保障改革』P125　高菅出版　2002年10月
[iv] 山森亮「福祉国家への視座」P105　ミネルヴァ書房　2000年1月
[v] 岡村重夫『社会福祉原論』P115　全国社会福祉協議会　昭和58年1月

実践報告部門

地域福祉におけるコミュニティソーシャルワーカーの役割について

― 豊島区社会福祉協議会を事例として ―

大正大学大学院前期課程３年　佐久間理央

〔キーワード〕コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉、社会福祉協議会

1.　研究目的

地域福祉を推進する中で、地域の実情を捉え、地域にそくした支援を行うためにコミュニティソーシャルワーカーの役割を整理し明らかにする。

2.　研究の視点および方法

英国バークレイ報告において、コミュニティソーシャルワークという考え方がはじめて提唱された。地域におけるソーシャルワークの必要性が示された。日本においては、大橋がコミュニティソーシャルワークの必要性を提示し、厚生省（当時）が地域福祉を推進するために、コミュニティソーシャルワークという概念を活用している。

先進的な取り組みとして、長野県茅野市、大阪府豊中市でコミュニティソーシャルワークを手法とした地域福祉が推進されており、東京都豊島区においても、地域再生の方法論としてコミュニティソーシャルワークを活用した地域保健福祉計画の重要事項として、社会福祉協議会が取組んでいる。

研究方法は豊島区を事例とし、文献研究・参与観察・インタビューを行った。

3.　倫理的配慮

豊島区社会福祉協議会関係者・対象者に目的・方法・協力を得るに当たり、任意性・個人情報の保護などを口頭で説明し同意を得た。参与観察・インタビューにより得た調査結果は研究のためのみに使用する。

4.　研究結果

豊島区においてモデル事業として、コミュニティソーシャルワークに取組んだ。コミュニティソーシャルワーカーを配置し、モデル地区において相談事業等をおこなったことにより、新たなニーズを発見できた。ニーズから新たな事業化ができた事例もある。地域において活動を行ったことで、地域でなかなか取組めなかったことは、都市におけるコミュニティソーシャルワーカーの取り組みとして、新たな地域福祉のシステムをつくりかえる手段となる。これは、新たなコミュニティソーシャルワークとして地域再生に貢献が可能となる。社会福祉協議会によってシステムを変えるのではなく、コミュニティソーシャルワーク事業に取組むことによって社会福祉協議会がかわっていく可能性でもある。

コミュニティソーシャルワーカーの取り組みは始まったばかりである。社会福祉協議会がコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置し、取組むことは、改めて、社会福祉協議会が地域における担い手として、地域再生に貢献できる。これは、小地域から地域福祉のシステムをつくりかえる手段となっていく。

なお本研究については、共同研究者として、豊島区社会福祉協議会の大竹宏和氏の協力を得た。

■**自由研究報告**　９：３０～１１：３０

第　３　会　場（第２分科会）　　**場所　６号館6402教室**

９：３０～１０：２５

①　**【研究報告部門】介護保険サービスへのアクセスの問題**
～利用者側の背景要因を中心に～

東洋大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻　　博士後期課程　李恩心

１０：３０～１１：２５

②　**【研究報告部門】地事例調査を通した韓国老人長期療養保険制度における福祉の市場化の影響分析**

首都大学東京大学院人文科学研究科社会行動学社会福祉学教室博士前期課程　崔仙姫

■座長（兼･コメンテータ）：　荒井浩道氏

■コメンテータ：　北本佳子氏

研究報告部門

介護保険サービスへのアクセスの問題

― 利用者側の背景要因を中心に ―

東洋大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程　李　恩心（5993）

〔キーワード〕介護サービス、背景要因、アクセス困難

1.　研究目的

介護保険サービスの要介護（要支援）認定率とサービス受給者数は年々増加傾向にあり、介護サービスの利用意向も高まってきている。一方、介護サービスへの潜在的なニーズを有しながら、様々な理由によりサービスの利用につながらない人々の存在が明らかになっており、支援困難な状況が再発見されている。

このような現状から、介護サービス利用へのアクセス支援においては、利用者側の背景要因に対する配慮が重要と考える。本研究では、現在介護サービスを利用している利用者側（利用者本人またはその家族）に対する調査結果に基づき、利用者側の介護保険制度下における介護サービスの利用に伴う相談過程とアクセスの状況について実態把握を行い、利用者側の背景要因と介護サービスへのアクセス困難状況の関係を明らかにすることを目的とする。

2.　研究の視点および方法

① 利用者側の介護サービスへのアクセスを分析する枠組みとしては、公平なサービスアクセスの環境を確保することを目的として開発された Andersen の行動モデルを用いた保健福祉サービスの利用要因に関する実証研究が多数みられる。このモデルは、サービス利用に影響する個人要因として、「素因→利用促進要因→ニード要因」（当日配布資料参照）となるプロセス、または因果関係の順序を説明しており、日本でも介護保険制度導入前後、この枠組みを用いた介護サービスの利用意向や利用に影響を及ぼす要因に関する研究が多い。サービス利用に影響する要因としては、基本属性要因や、サービスの認知状況に関する要因、心理的・経済的・社会的・地理的要因等が考えられている。しかし、そのほとんどは介護サービスの利用有無や利用率に影響する要因に関する研究であり、サービス利用開始に至るまでの相談過程の中で経験するアクセスの困難に影響する要因についての分析はほとんどみられない。本研究では、ケアマネジャーに出会う前の段階からの利用者の相談過程を含む介護保険サービスへのアクセスのプロセスを中心に考察を行う。

② 介護保険制度導入後のサービス利用要因に関する先行研究で用いられている調査の回答者は、介護支援専門員等の援助者側の視点によるものが増えてきているが、利用者本人を含む利用者側に対する直接的な調査データを蓄積することにより、アクセシビリティの視点を明確にしていくことが重要であると考える。本研究では、東京都 A 市（平成 23 年 1 月 1 日現在の人口は約 17 万 5 千人、高齢化率は 20.4%）の利用者本人またはその家族（A 市の居宅介護支援事業所を利用している近隣市を含む）を対象とした質問紙によるアンケート調査を用いる。調査実施期間は、2011 年 8 月から 10 月末である。データ解析は、基本属性に関する質問等に欠損値が多い回答を除き、142 名（利用者本人 57 名、家族 85 名、有効回収率 38.4%）を分析対象とした。

③ 分析枠組みは、利用者側の背景要因として「属性要因」「ニーズ要因」「意識・態度要因」「相談行動要因」の変数群を設定した。「属性要因」は、利用者及び家族介護者の属性、世帯構成等であり、「ニーズ要因」は、利用者の要介護度、認知症有無、入院有無等である。「意識・態度要因」は、福祉情報認知状況とサービス利用に対する抵抗感有無、相談窓口に対する心理的距離感有無である。「相談行動要因」は、情報源や相談相手、相談窓口の利用有無や利用経験者との相談有無等である（変数群の詳細は当日配布資料参照）。「属性要因」「ニーズ要因」「意識・態度要因」は、サービス利用要因に関する先行研究や Andersen の行動モデルを参考に変数群を設定した。「相談行動要因」は利用者側の情報収集や

相談に関わる側面であり、実際のサービスへのアクセスの状況をみるために分析枠組みに位置づけた。一方、介護保険サービスへの「アクセス困難」は、①情報収集における困難、②相談窓口の利用時の困難、③認定申請時の困難、④ケアプラン作成時の困難、⑤事業所選択時の困難を設定した。

分析方法は、介護サービスの利用プロセスを踏まえた介護サービスの「利用のきっかけ」と「アクセス困難」を被説明変数とし、「属性要因」「ニーズ要因」「意識・態度要因」「相談行動要因」の背景要因を説明変数とするχ^2検定を行い、変数間の関連を考察した。「利用のきっかけ」は、「利用者本人」「家族」「その他」の 3 区分にした。統計的有意の基準は 5%未満とした。分析には、統計解析ソフトウェア SPSS 19.0J を用いた。

3. 倫理的配慮

本研究で用いた調査は自記式質問紙によるアンケート調査で、無記名方式をとった。調査対象者には個人情報保護の遵守や得られたデータは研究目的以外で使用しないこと等について、依頼状を通して説明した。本調査の実施にあたっては、法政大学大学院人間社会研究科研究倫理委員会の承認を得た。

4. 研究結果

① 介護サービスの「利用のきっかけ」と利用者側の背景要因との関係から以下の特徴がみられた。「属性要因」としては、相談者が他の家族との同居世帯の場合に利用者本人でも家族でもない「その他」（友人や病院、福祉関係機関等）である「第三者」からの勧めがサービス利用のきっかけとなる割合が多かった（$p<.01$）。「ニーズ要因」としては、利用者がサービス利用前に認知症を発症していた場合に第三者からの利用の勧めの割合が多かった（$p<.05$）。「意識・態度要因」としては、利用者本人がサービス利用に対する抵抗感を持っていた場合に、第三者からの利用の勧めの割合が多かった（$p<.05$）。家族との同居世帯の場合は一人暮らし世帯に比べサービス利用率が低いとの報告もあるが、同居世帯のサービス利用においては利用者側と第三者との関係性や影響がサービス利用において重要な促進要因となっている可能性がある。とりわけ認知症を持つ利用者の家族と、サービス利用に対する抵抗感を持つ利用者と家族のサービスニーズを顕在化させ、サービス利用につなぐ第三者の存在を活用した相談支援機能の効果が考えられる。

② 介護サービスへのアクセス困難の状況を分析した結果、「情報収集における困難」が最も多くみられた。「情報収集における困難」内容は、「『何を』『どこで』調べたら良いか分からない」が最も多かった。また「ケアプラン作成時の困難」は「サービスやケアマネジャーの選び方」についての困難が多く、「事業所選択時の困難」は「サービス事業所の選び方」についての困難が多くみられた。これらの結果から情報取集方法や選択方法など、アクセス初期段階での困難状況を反映したアクセス支援の充実が求められる。一方、利用者側の背景要因とアクセス困難の有無とのχ^2検定結果から有意であった背景要因を分析した結果は次の通りである。「情報収集における困難」は、「サービス利用時期」が介護保険制度導入直後に比べ、平成 18 年以降介護サービスを利用した場合に、困難の割合が少ない傾向がみられた（$p<.05$）。また、介護サービスの利用経験者に相談したことがある場合に困難の割合が少なくなっていた（$p<.05$）。「ケアプラン作成時の困難」は、利用者が介護サービスの利用前に入院していた場合に困難の割合が多くみられた（$p<.05$）。「事業所選択時の困難」は、利用者がサービス利用前に入院していた場合（$p<.01$）と、家族が介護サービス利用に対する抵抗感を持っていた場合（$P<.01$）に困難の割合が多かった。「認定申請時の困難」は、「属性要因」の「年齢階層」との関連で、相談者が 50 歳代以下の場合に困難を経験した割合が 5 割を占めていたが統計的に有意ではなかった（$p<.10$）。他に「相談窓口の利用時の困難」については利用者側の背景要因との関連が認められなかった。

＊ 本報告は、李恩心（2012）「調査報告：介護保険サービスへのアクセシビリティ―A 市の利用者と家族の相談過程に関する実態調査から」『現代福祉研究』12 と同一調査データを用いているが分析視点を変えて考察を行ったものである。

研究報告部門

事例調査を通した韓国老人長期療養保険制度における福祉の市場化の影響分析

首都大学東京大学院博士前期課程２年　崔　仙姫（8263）

〔キーワード〕福祉の市場化、韓国老人長期療養保険制度、介護保険

1.　研究目的

韓国では 2008 年に老人長期療養保険制度がスタートした。同制度の実施は、社会保障や社会福祉の分野において大きな意義をもつが、なかでも最も重要な意義の１つとして、同制度の導入による福祉の市場化の進展という点をあげることができる。

制度導入にあたり、政府は、高齢者福祉に対する国の財政負担の軽減、ニーズの多様化に対する柔軟な対応、またサービスの量的確保やその迅速な提供のためのインフラの整備、さらにはサービス供給主体の競争による効率性の向上や質のよいサービスの提供等々をあげながら、国による一方的なサービス供給ではなく、多様な民間団体の参加によるサービス供給をめざしていた。日本における介護保険制度の導入がそうであったように、韓国においても老人長期療養保険制度の実施に多様な民間団体を参加させることによって、そのなかで、いわゆる福祉の市場化が進められるようになったのである。

それでは、老人長期療養保険制度にみられる福祉の市場化によって、当初政府が考えていた目標は達成されているのだろうか。より包括的にいえば、老人長期療養保険制度の導入による福祉の市場化の進展は、高齢者福祉に対していかなる影響を与えているのだろうか。これまで韓国では、同制度に対するさまざまな研究がなされてきた。しかしながら、そのほとんどが、制度導入や実行についての政策決定過程の分析、あるいは制度自体の仕組みについての国際比較分析などに傾斜しており、制度実施による影響分析を行った実証研究はあまりみあたらない。そこで本研究では、提供主体への事例調査を通じて、上記の問いに答えることを目的とする。

2.　研究の視点および方法

第１に福祉の市場化に関する理論的検討および先行研究のレビューを文献研究によって行う。そのうえで、第２に提供主体への事例研究を実施する。

【調査対象者及び調査方法】種類の多い長期療養機関のうち、本研究では、施設給付の老人専門療養院（日本の特別養護老人ホームに相当）と在宅給付のデイケアセンター、訪問療養に限定し（計８か所）、各機関の運営者に半構造的インタビューを実施する。

【調査場所と調査期間】韓国ソウル市にある機関について、運営主体を公(法人)と私(個人)の２種類に分けたうえで、それぞれ施設給付(療養施設)と在宅給付(デイケアセンター、訪問療養)に分けて検討する。調査期間は 2011 年９月～11 月(3 ヶ月間)である。

【分析枠組及び分析方法】本研究では、長期療養機関への影響を明らかにする際、機関の運営形態により、市場化による影響が異なることが考えられるため、公(法人)・私(個人)と施設・在宅の４象限からなるマトリックスを分析枠組みとして設定する。また、分析の視点として、ルグランとバートレット(Le Grand、J.＆Bartlett、W.)の福祉の市場化の評価基準である、4 つの項目を福祉の市場化の影響を分析する指標としたい。ただし、韓国の場合、老人長期療養保険制度の導入のさい、競争原理の導入によるサービスの質の向上が、福祉の市場化をすすめる重要な目標の１つであり、このサービスの質の向上については、ルグランらの４つの指標だけで

は捉えきれない。したがって、本論文においては、その４つの指標にサービスの質に関する指標を加え、総５つの分析視点(効率、応答性、選択性、公平性、サービスの質)を達成領域として設定し、事例調査を行うこととする。

3.　倫理的配慮

倫理面での配慮として、事例の匿名性を確保すること、本研究の結果は学術的な論文および学会報告でのみ使用することなどを書面で確認した。なお、本研究は首都大学東京研究安全倫理会(南大沢キャンパス)で承認されている。

4.　研究結果

図１は老人長期療養保険制度の施行後の影響を簡潔に示したものである。

図１　老人長期療養保険制度の施行後の影響

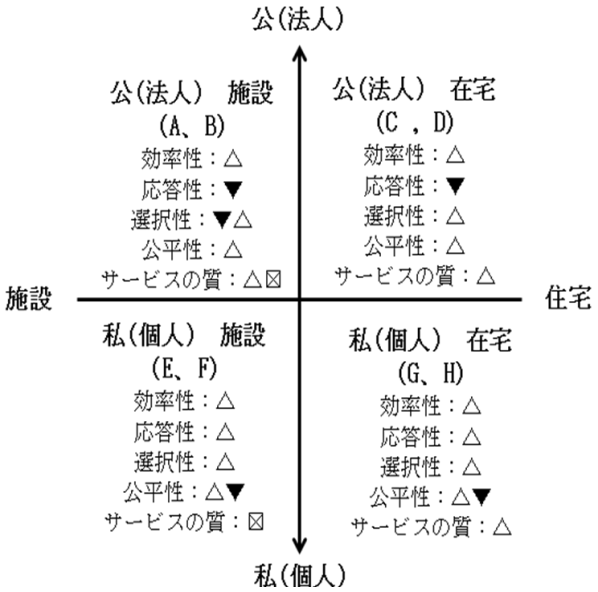

出典：筆者作成(肯定的影響：△、否定的影響：▼、変化なし：☒)

第１に、効率性は、制度化に伴いサービスの種類が増えたためサービスが多様化し、提供量も増加した。また、サービス費用も現状維持及び軽減していることをみて、共通点として公(法人)も私（個人）も効率性は向上していると考えられる。第２に、応答性は公(法人)の場合は特に施設の場合応答性が低下しており、私(個人)は応答性は向上していた。第３に、選択性はその結果、公(法人)の施設は公平性の担保のため選択性は低下していた。その反面、公(法人)の在宅や私(個人)の施設、在宅は選択性が向上したことがわかった。　第４に、公平性は、所得別公平性と機関間の正当な競争に着目し検討した。その結果、公(法人)も私（個人）も所得別には公平であるため肯定的な影響がみられることがわかった。ただし、機関間の正当な競争に関しては、公(法人)も私(個人)も不当な競争の存在を指摘し、とくに、不当な競争は、私(個人)の施設や在宅に否定的な影響を及ぼしていることがわかった。第５に、サービスの質は、少なくとも今回調査した８か所の機関に限っては、改善または現状維持されていると考えられる。利用者の満足度に関しては、機関で行われている満足度調査や国民健康保険公団で行われた満足度調査の結果を参考にしたため、客観性が担保されているがどうか疑問であるが、いずれも高い満足度が示されている。

■**自由研究報告**　９：３０～１１：３０

第 4会 場（第３分科会）　　**場所　６号館6403教室**

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】金銭を介在させて行われる社会福祉の相談支援における特徴やあり方に関する考察

～生活保護制度、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業の比較を通じて～

明治学院大学社会学部付属研究所　研究員　　志村久仁子

１０：３０～１１：２５

②【研究報告部門】韓国の低所得層への自立支援の取り組み

～成果中心自活事業のモデル事業を中心に～

韓国保健福祉部社会サービス政策館室　自立支援課　　専門委員 許賢淑

■座長･コメンテータ:　岡部卓氏

■コメンテータ:川原恵子氏

研究報告部門

金銭を介在させて行われる社会福祉の相談支援における特徴やあり方に関する考察

－生活保護制度、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業の比較を通じて－

明治学院大学社会学部付属研究所　志村　久仁子（3247）

［キーワード］生活保護、生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業

１．研究目的

貧困・低所得状況にある人や、金銭管理課題を抱えた人に対して、金銭を介在させながら社会福祉の相談支援を行う代表的な制度資源に、①生活保護制度、②生活福祉資金貸付制度、③日常生活自立支援事業がある。①と②は経済給付や資金貸付を相談支援とともに行うことを通じて、③は日常生活に必要な金銭の管理支援を通じて、利用者の生活の安定や生活課題の解決・軽減を図ろうとする。いずれも、支援の担い手との間に、金銭を介在させながら相談支援を行うものであり、家庭の経済事情に深く立ち入る実践である。

現代の社会では私たちの生活は基本的に金銭によって交換、消費されており、金銭は極めて大きな力をもつ。このような金銭の、とりわけ日々の暮らしに必要な生活費にかかわっていくのが上記の３つの制度である。だとすれば、これらによって支援を行うことは、その人の生活の維持・向上にとり極めて重要な意味をもつとともに、他方では非常にデリケートな側面－制度の運用や支援者と利用者との関係における緊張や葛藤など－を伴うことも容易に察せられる。それでも前述のような社会経済状況のなかでは、ますますこれらの制度的資源の必要性は高まるだろうし、これらに隣接した新たな資源が登場する可能性もある。

以上から、金銭を介在させる相談支援における特徴や留意点を整理し、それらをふまえて相談支援を展開する必要性が見いだせる。金銭を介在させる相談支援では、そうでない相談支援と比べてどのような特徴があるのだろうか。それらの制度資源を用いながらその人の生活が安定したり生活課題が軽減したりするように支援していくには、どのようなことに留意する必要があるのだろうか。

本研究では、既存の制度資源をもとに経済的課題を抱える人に対する相談支援の特徴を整理し、相談支援において金銭を介在させることのもつ意味を検討する。そのことを通じて、経済的課題を抱えた人の支援において基本となる対象理解を深め、より効果的に金銭を介在させる制度資源を活用していける一助となることをねらいとする。

２．研究の視点および方法

まず、金銭を介在させる相談支援では、そうでない相談支援と比べてどのような特徴があるのかについて述べる。次いで、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業の３つの制度を比較しながら、金銭やそれを介在させることをめぐって、価値と相談支援とがどのように関わってくるのかを検討する。ここで価値を問うのは、主たる支援手段として金銭を扱うことのもつ意味や、その相談支援への影響といったものが、無視できない大きさをもってこれらの実践の背景にあるのではないかと想定するからである。価値については、制度資源にとっての目的や理念、実際の相談支援の展開において金銭が介在することがもたらす意味、というように理解しておく。３つの制度とそれに基づく実践において、金銭を介在させることの意味や影響を、利用者、支援者、市民それぞれにとってという視点から整理する。そうして金銭を介在させる相談支援のあり方について、若干の考察を加える。これらを既存の文献資料や公表されたデータに基づいて行う。

３．倫理的配慮

本研究の過程および結果の公表にあたっては、日本社会福祉学会「研究倫理指針」を遵守して行う。

なお、本研究は「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究」（平成21年度厚生労働科学研究費補助金　政

策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）、主任研究者　森川美絵）において分担研究者として筆者が参加した研究成果「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究」平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金　政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）をふまえ取り組んだ。

４．研究結果

金銭はそもそも現代の私たちの生活や意識にとって大きな力をもつものであるが、さらに 3 つの制度では日常の暮らしや当面の生活に必要な金銭に関わるという意味で、利用者にとり非常に重要な意味をもつのであった。また、経済的に厳しい状況にある人たちが主たる利用者層を形成しているため、そこでの相談支援はいっそう緊張や葛藤を伴いやすいと考えられた。

3 つの制度それぞれ表現は異なるものの、単なる金銭の給付・貸付や管理ではなく、それを通じて生活の安定や維持、向上を図ろうとしていることで共通していたが、具体的な相談支援の場面においてはさまざまな特徴が見られた。

①利用者にとっては、利用できることでの安堵感や安心をもたらす点は共通するが、利用の可否決定や支援内容についての納得の得られやすさでは、生活保護や日常生活自立支援事業のほうがすぐれ、利用者の主体性や尊厳の保持という点では日常生活自立支援事業が顕著で、生活保護はその経験自体をマイナスのものとして受けとめやすく、自尊心を低下させる傾向があることを指摘した。支援者との関係性においては、生活福祉資金は他の 2 つと異なり一時的で限定的な関係と認識されやすいと思われた。

②支援者にとっては、とりわけ生活保護においてメリットと困難とが数多く存在し、制度の運営実施、利用者との関係、支援者自身の態度や心理面において、葛藤や緊張を非常に伴いやすいことが明らかになった。そこでは支援者-利用者関係が上下関係になりやすい特質が確認された。一方、生活福祉資金では、貸付ならではの困難や葛藤がいくつも伴うことがわかった。この制度のもとでは支援者-利用者関係は基本的に対等でありつつも、支援関係を形成・維持することのむずかしさが見て取れた。これらに対し、日常生活自立支援事業ではより利用者中心の、地域のゆるやかなネットワークのなかで支援が展開する性質が見られた。そこでの支援者-利用者の関係は利用者主体であり、利用者の意思を尊重し寄り添いながら支援を担っていく構造があった。

③市民にとっては、日常生活自立支援事業や生活福祉資金で一般に制度への了解や支持が得られやすいのに対し、生活保護を利用する者に対する見方は厳しくなり、とりわけ稼働年齢層に対してそれが顕著になることを指摘した。

以上のように、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業それぞれにおいて、利用者、支援者、市民にとって、金銭を介在させることに伴ってさまざまな意味合いープラス、マイナスのーが付与されることが明らかになった。とりわけ生活保護においては、利用者、支援者、市民すべてにとって葛藤や負の意識が伴いやすい性質があること、生活福祉資金貸付制度においては、貸付ということからくる独特の困難が支援者にとくに生じることが明らかになった。

ひるがえって、これまでも生活保護では現在の制度が制定された 1950 年代から長く、生活保護における「ケースワーク」をめぐって議論が展開されてきた歴史がある。生活保護でこの問題が長く議論され続けてきたのも、金銭を介在させる支援の複雑さがあったからこそではないだろうか。

このように考えると、金銭を介在させる相談支援についての自覚を新たにする必要があるように思われる。生活保護制度や生活福祉資金貸付制度などは、すでに「制度」として存在し実務上の細かな規定がなされているために、私たちにとり極めて大きな力と意味をもつ「金銭」を介在させるということをあまり自覚しないままに、多種多様な福祉制度のなかの一つとして取り扱ってしまっている可能性がないだろうか。金銭を介在させる相談支援の意味や特質を基本にすえて、利用者を理解し相談支援を展開していくことが、より効果的で利用者の生活の安定やよりよい暮らしに結びつく制度の運営実施にも貢献すると思われる。

研究報告部門

韓国の低所得層への自立支援の取り組み

ー　成果中心自活事業のモデル事業を中心に　－

韓国 保健福祉部　自立支援課　許　賢淑　（会員番号 7276）

キーワード：勤労連携福祉・自立支援・成果中心

１．研 究 目 的

今日福祉国家が直面した最大の兆選は低成長と高失業の問題である。90 年代から西洋の福祉国家を中心に現れたいわゆる‘勤労連携福祉’は福祉国家が直面した危機を労働義務と福祉受給の連携を通じて解決しようとする対案の一つである。韓国の社会も金大中政府以来に生産的福祉という概念を通して福祉政策の労働連携性を強調してきた。

保健福祉部の自活事業 [1]は 2000 年に制定された基礎生活保障法と共に導入された。自活事業は基礎生活保障法の中で自活事業への参加義務が付加された条件付受給者と一般受　給者及び次上位階層中で希望者を参加対象にしながら、この中で勤労能力が一定基準に未到達する参加者を中心に自活勤労及び自活共同体を通じた就業または創業を目標に運営している。

自活事業を通じて事業参加者たちに勤労機会を提供して勤労意欲を引き上げて勤労能力の維持、所得創出などの一定の成果も出している。しかし、自活事業の究極の目的である事業参加者が勤労及び就業·創業の機会を提供して経済的に自立するのが目標でありながら、自活事業参加者が受給から自立する割合は低いのが事実である。

そのため保健福祉部は自活事業の成果を引き上げるために、民間サービス提供者も自活事業に参入できるように明視的な財政的誘引を提示し‘成果中心自活事業（希望リボンプロジェックト）’というモデル事業を試みた。モデル事業は 2009 年からの 3 ヵ年の事業で今年 3 年目である。

この研究では成果契約を通じて民間サービス提供者のサービス水準を向上させようとした試みを検討して、どのような成果を挙げたのか考察するのを目的とする。

２．研究の視点および方法

モデル事業の内容を見ると自活事業での変化が見える。最も著しい変化は事業の焦点が就業を通じて経済的自立にあることであとともに、経済的誘引を民間事業者に提供してサービスの質を高めて成果を向上させようとしたことである。

この研究ではこのモデル事業の成果に焦点を当てて考察する。まだモデル事業が終わってないので 3 ヵ年の事業成果を考察することは無理があるので 2009 年～2010 年の 2 年間の事業の成果を考察することにする。

成果を分析する方法としては、一番目に既存自活事業の参加者との差異、二番目 就業·創業を通じた

---

[1] 地域自活センターで行っている事業を自活事業という。自活事業の目的は２０００年１０月から施行された「国民基礎生活保障法」上自活事業を通じて勤労能力がある低所得層が自ら自活できるように自活能力の培養、機能習得の支援及び勤労の機会提供である。

脱受給（経済的自立）という側面からの事業の成果、三番目に民間事業者間の有効競争の部分である。就業連携社会福祉サービスの特徴上、地域でのネットワークの形成が事業成功の重要なポイントであることを念頭に置いて分析する。

保健福祉部で行っているモデル事業ではこの事業を評価及び分析するためにモニターリングをしている。このモニターリングした資料を持ちいって事業の成果を分析する。

３．倫理的配慮

研究対象者に対する個人情報に関しては研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとって研究協力に関する利益、不利益を伝えた上で同意を得て使うようにする。

基本的に使ってる資料は保健福祉部の内部の調査資料を使うので担当部署の保健福祉部の自立支援課の了解を得て使う。

データを使う際は結果に関係しない情報は論文に書かないように心かける。

４．研 究 結 果

1 次年度成果中心事業の成果は全般的に肯定的に評価された。就業率と就業維持率にあたってかなり良好な成果を得て、次上位階層のみならず受給者の成果も良好である。就業連携を目標に事例管理を強化し明視的な誘引を導入した方式が成果中心自活事業で成果を出していると判断される。ただ、就業先の特徴をみると勤労条件が良好と言えないので、職の質を改善する必要がある。

2009 年の事業の成果を見ると 2000 名の脆弱階層（受給者·次上位）を対象にして就業·創業者の割合が 31.8%で、2010 年度は 3,200 名を対象にして就業·創業者の割合が 54.4%で高い成果を出している。

今までの自活事業の就業·創業者の割合が 19.7%だったという点を考えたら非常に高い割合である。

しかし、成果中心自活事業を行ううちに先決課題として改善しなければならないのが基礎生活保障制度である。このモデル事業は受給者に提供するサービスの質を上げて脱受給できるように支援した試みであるが、既存の基礎生活保障制度の受給者が脱受給できるように十分な誘引を提供できない限界があるのでこの問題をどう乗り越えるのが問題である。

また、民間委託による社会サービスの提供時の成果契約の問題などの争点が存在していることから民間委託機関との契約関係を整理する必要があった。

最後に、既存の自活事業の中にも幾つかのプログラムがあるけど、そのプログラムとの関係をどう連携するかという問題ある。既存の自活事業の中に入れて地域自活センターが運営主体になって運営するか、モデル事業のように別の民間委託先を選んで運営するかという問題があって、これはモデル事業が試行されている間に考えなければならないことである。

■**自由研究報告**　９：３０～１１：３０

第　５会場（第４分科会）　　**場所　６号館6404教室**

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】母親の子育てにかかわる価値観の変容を促す保育支援
～Z保育園における子育て支援課題を持つ母親へのインタビュー調査から～

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻
博士後期課程　小川晶

１０：３０～１１：２５

②【研究報告部門】日本の子育ての支援における『子育ち』の提唱に関する考察

昭和女子大学大学院 生活機構研究科 福祉社会研究専攻　修士課程　久世彩子

■座長：金子恵美氏

■コメンテータ：西郷泰之氏

研究報告部門

母親の子育てにかかわる価値観の変容を促す保育支援

― Z 保育所における子育て課題を持つ母親へのインタビュー調査から ―

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻博士後期課程 3 年　小川　晶（8049）

〔キーワード〕保育支援、子育て課題、子育てにかかわる価値観

1.　研究目的

地域には様々な子育て課題や家族的課題を抱えている保護者は増加傾向にあるだけでなく、その課題は多様化しており（森田　2011[i]）、保育所の保育士にとって、保護者支援をどのように展開すべきかは関心の高いところである。保育士による保護者支援が有効に行われるためには、保育士と保護者とのラポール形成が必須であり、さらに保護者の子育てにかかわる価値観の変容を期待するような支援には、保育士と保護者との関係性において共感性が欠かせない（小川　2011[ii]）。保育士と保護者との関係性に関するこれまでの研究においては、保護者の思いを受けとめて保護者と保育士との価値観のすり合わせをすることが「気になる保護者」への予防的な支援につながる（藤後ら　2010[iii]）ことが指摘されており、また、親役割および子どもの生活習慣に関して、保育士による保護者の評価と保護者による自己評価を比較し、両者にずれがあった（香月　2009[iv]）ことが報告されている。しかし、支援プロセスにおいてラポールや共感性をどう形成していくか、あるいはどう形成しているかといったことについては、主に親が障がい児を受け入れるプロセスに支援者がどうかかわったかといった研究が主であり、保育士と保護者との関係性や保育士の支援プロセスについては十分な研究がなされていないのが現状である。

そこで本研究では、保護者のうちの母親に焦点を当て、保育士と母親との関係性の変容プロセスを読み解きながら母親の子育てにかかわる価値観が変容するきっかけとなった保育支援を明らかにすることで、保育支援のあり方を考察することを目的とする。

2.　研究の視点および方法

(1)　研究の視点

本研究では、支援の主体である保育士と支援の客体である母親との両者にインタビューを行い、語りをマッチングさせた。支援の主体と客体の両側面からの語りを合わせることで、保育士の支援プロセスにおける有効な支援や認識のずれ等を明らかにすることができ、利用者主体の支援のあり方を考察することに有効であると考える。

インタビューイである保育士と母親の語りをマッチングさせた結果、支援の客体である母親の全員がその語りの中に、「先生に壊された」「生まれ変わった」「崩された」という表現があり、支援の主体である保育士の語りにはそれは、「お母さんが気づいた」と表現されていることが分かった。この語り（「先生に壊された」－「お母さんが気づいた」）の前後では、保育士と母親との関係性が変容し、この変容は母親の子育てにかかわる価値観の変容が大きく影響していることが考えられることから、この時点を母親の子育てにかかわる価値観の変容のきっかけとなったライフイベントと位置付けた。母親の子育てにかかわる価値観の変容が、保育士と母親との関係性におけるどのような変容からもたらされているのかを解き明かすことは、保育支援のあり方を考察する際に有効であると思われる。

(2)　研究の方法

Z 保育所の保育士と在所する母親に対して、個別に半構造化インタビューを実施した。Z 保育所は子育て支援センターを併設し、在所親子だけでなく在宅親子への支援に対する取り組みも積極的であり、担任保育士と主任保育士、所長が密に

連携して保護者支援を行っている。インタビューイの母親は、担任保育士だけでなく主任保育士や所長にも信頼感を持っており、保育士との関係性には子育てにおける共感性を有している。

インタビュー項目は、筆者が行った保育士と母親との関係性の変容プロセスの分析結果（小川　2011）をもとに抽出したが、インタビューイの自由な語りを尊重した。インタビュー時間は、一人当たり 1 時間～2 時間程度、1 回～6 回の実施となった。インタビュー協力者の詳細は別紙（当日配布資料※回収資料）の通りである。

分析は以下のような手順で行った。

① 逐語録化されたインタビュー・データから主要なエピソードを抽出

② エピソードから保育士と母親との関係性に関する文脈を抽出

③ 抽出した文脈をマッチングさせ、保育士と母親との関係性の変容プロセスに沿って並列

④ 保育士と母親との関係性の変容プロセスを時期区分ごとにカテゴリー化

⑤ 母親の子育てにかかわる価値観の変容を促している個所に着目して概観し考察

3. 倫理的配慮

調査協力者へは十分に説明を行い文書での同意を得た後に、協力者への心身の影響に配慮してインタビューを実施した。また、情報の扱いは十分に注意を払い、匿名化のもと分析を進めた。

なお本研究実施に際しては、東洋大学倫理規定にのっとり、必要な手続きを行い、東洋大学倫理委員会の審査のもと承認を得た。

4. 研究結果

(1) 結果

保育士と母親との関係性に関する母親の語りと保育士の語りから、保育士と母親との関係性の変容プロセスを以下の第Ⅰ期～第Ⅴ期に区分した。この区分ごとに、また区分間の関連を見ることで、考察を行った。

① 第Ⅰ期：子どもを通して寄り添う時期

② 第Ⅱ期：ラポール形成の時期

③ 第Ⅲ期：子育て課題を共有する時期

④ 第Ⅳ期：母親の子育てにかかわる価値観が変容するきっかけとなったライフイベントが生じる時期

⑤ 第Ⅴ期：子育てが共感的に行われる時期

(2) ラポール形成プロセスにおける母親ごとの差異と関係性への影響についての考察

保育士は、母親とのかかわりだけでなく、母子関係や子どもの様子等を通して、母親ごとに個別のラポール形成の方法を選択してアプローチしている。今回のインタビューでは、そのアプローチが母親全員にとって心地よいのもであったので、ラポールの形成に至っているということが分かった。それぞれの母親にそれぞれの心地よさがあり、心地よい関係性を保つことは、母親の子育てにかかわる価値観の変容をもたらすための下地作りとも言えるのではないか。

---

[i] 森田明美　2011　『地域におけるつながり・見守りのかたち』第 8 章　東洋大学社会福祉開発センター編集　中央法規

[ii] 小川晶　2011　「保育所における高学歴・高齢初出産母子への支援 - 母親と保育者との関係構築を基軸として - 」　保育学研究第 49 巻(1)　pp. 51-62　日本保育学会

[iii] 藤後 悦子・坪井 寿子・竹内 貞一［他］　2010　「保育園における「気になる保護者」の現状と支援の課題 - 足立区内の保育園を対象として　- 」　東京未来大学研究紀要 (3)　pp.85-95　東京未来大学

[iv] 香月保子・山田勝美・吉武久美子　2009　「保育所における保育士と保護者の認識のズレに関する研究 - 親役割、生活習慣に関する保育士の保護者評価と保護者の自己評価の視点から - 」　純心現代福祉研究（長崎純心大学現代福祉研究所）第13 号　pp. 111-126　長崎純心大学

研究報告部門

日本の子育ての支援における「子育ち」の提唱に関する考察

昭和女子大学大学院前期課程２年　久世　彩子

〔キーワード〕子育ち、子育て、少子化

1.　研究目的

先行研究で「子育ち」が提唱されてきた経緯と用語の持つ意味を検討する。

1999 年から国会では、「子育ち」の政策について審議がなされてきた。次世代育成対策推進法のもとに、各地方自治体では、「子育て・子育ち支援」と銘打った政策が打ち出されている。

審議録から、国では「子育ち」をどのように捉え、用いているのか、国と地方自治体(東京都２３区)の「子育ち」政策提唱の内容を検討する。

それらの作業から、「子育ち」の実現がなぜ進まないのか、阻害する要因を明らかにする。そのことを通して、「子育ち」政策の方向性を導き出すことを研究目的とする。

2.　研究の視点および方法

【研究の視点】「子育ち」という用語は『広辞苑』や『現代用語辞典』には載っていない用語である。

先行研究では、「子育ち」という用語の入っている文献(国立国会図書館貯蔵)を検討すると、14 冊にのぼる。「子育ち」とはと定義する文献は、3 冊のみであり、3 冊に共通している点は、「子どもの育ち、子どもが育つこと」であった。

また、「CiNii Articles」によると、タイトルに「子育ち」という用語の入った論文は 259 件ある。教育、子ども、建築、福祉、心理、家政等、多様な研究雑誌で、「子育ち」という用語を用いている。2010 年の文献(国立国会図書館貯蔵)によると、「子育ち」は定義されていなかった。

東京都 23 区では、次世代育成対策推進法の政策の中で、ほとんどの自治体が「子育ち」にふれている。

近年、文献や政策名で「子育ち」という用語が多く用いられているにも関わらず、定義が曖昧となっている。したがって、「子育ち」の提唱に関する研究を行うことは課題の１つであるといえる。

【研究の視点】①子育てと「子育ち」に関する文献研究。②子育てと「子育ち」に関する国会審議過程の検討。③「子育て・子育ち」の自治体による支援計画の出てきた背景とあゆみを検証。

3.　倫理的配慮

倫理的配慮として、調査対象者には調査の趣旨と目的を事前に説明し、文章と口頭で同意を得て、聞き取り調査を行った。名前等は全て記号化し個人が特定化されないように配慮を行っている。日本社会福祉学会研究倫理指針に準拠している。

4.　研究結果

【「子育ち」が提唱される時代背景の節目】日本の子育て支援における「子育ち」提唱の動向については、２つの節目があることがわかった。1 つ目は、川添邦俊・岡村順一(1984)によって、初めて「子育ち」が提唱された、高度経済成長後の子どもの環境の悪化である。2 つ目は、船橋恵子(1999)によって、国の会議の中で初めて「子育ち」という用語が用いられた、少子化対策優先と子どもの環境の劣悪化である。その後も、「子育ち」政策を課題とし、審議会と委員会の会議で頻繁に取り上げられるようになった。

【「子育て」と「子育ち」の関係と考えのパターン】先行研究の著書から、「子育て」と「子育ち」に関する考え方Ａ～Ｆまでの 6 パターンを図式化した。しかし、定義は漠然としたものが多く、定説になっているとまではいえない。そこで、久世は、先行研究に基づき、「子育ち」とは「子ども自らが切り開く主体的な育ち」と表現することとした。久世は、これからの「子育ち」については、「子育て」から「子育ち」への転換を推進するＣ船橋型が将来の方向性として必要であると考えた。

【「子育ち」を実現するための構成要素】「子育ち」を実現するにはどのような要素が必要であるかを検証するため、ＫＪ法を用いた帰納法により文献を分類精査し、「子育ち」を実現するための構成要素 1 と構成要素 2(試案)を作成し、16 の要素を抽出した。

【国会審議で取り上げられた「子育ち」】「子育ち」提唱における国会審議過程について検討し、50 件中 42 件の会議が、「子育ち」の用語について特に説明をしていないことがわかった。「子育ち」の発言者は「子育ち」の用語の定義を明確にはしていないといえる。50 件全ての会議で議論されているテーマは、「少子化問題・次世代育成対策推進法」であり、「子育ち」政策の背景と日本にとって、社会的にも経済的にも少子化問題(次世代育成対策推進法)は大きな課題であると考えた。本来「子育ち」を保障しながら、少子化対策は議論されなければならないが、国会や委員会での議論に見る限り、国は「子育ち」を提唱しながら、「子育ち」の意味や実現するための要素については十分な検証や議論がなされたとはいえない。

【地方自治体(東京都23区)における次世代育成対策推進法に基づく行動計画と「子育ち」】東京都23区の中で唯一、計画名に「子育ち」という用語がある、墨田区の行動計画(「すみだ子育ち・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援後期行動計画－」)の政策内容の検討を行った。その結果、「子育ち」の明確な定義は無く、親の立場からの子育ては取り上げられていた。以上から、少子化対策(次世代育成対策推進法)で取り上げている「子育ち」は定義があいまいであることがわかった。

【認可Ａ保育所における聞き取り調査】「子育ち」の保障を目指す保育の実践例として、認可Ａ保育所における聞き取り調査を行った。Ａ保育所では、国の法律による制限や、仕事で忙しい親の子育て不安の問題というジレンマを抱えつつ、限られた保育環境や保育内容の制限の中で、「子育ち」に重点を置いていた。

【今後の「子育ち」の方向性】これからは、①働きながら子どもを育てる親の「子育てする権利」の保障(例：ワーク・ライフ・バランス)と同時に、②「子育ち」(「子どもが自ら切り開く主体的な育ち」)の保障(主体的な決定、選択、自己肯定、人とのかかわり合いを尊重する保育)が重要となる。そのために、①「子育ち」の保障に関する調査研究が積み重ねられ、②国が「子育ち」に対する根本的な概念と具体的なビジョンを打ち出すべきと考える。

【今後の課題】①当初予定していた親の子育て・子育ち観に対する実態調査。②各地方自治体におけるアンケート調査。③「子育ち」を保障する保育の人的・物的環境の要件と保育内容に関する調査研究。

■**自由研究報告**　９：３０～１１：３０

第　６　会　場　（第５分科会）　　**場所　６号館6405教室**

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】精神的ケアを必要とする若者へのソーシャルワークのあり方に関する研究
～実践に基づく援助指針作成の試み～

日本社会事業大学大学院　　博士前期課程　　西隈亜紀

１０：３０～１０：５５

②【実践報告部門】　学校健康相談におけるシステム理論ソーシャルワークと家族療法の技法の活用

東海大学大学院文学研究科コミュニケーション学臨床心理専攻
博士前期課程 今井孝子

１１：００～１１：２５

③【萌芽的研究報告部門】　保育所における障がい児の家族支援
～就学にむけたソーシャルワーク機能の分析から～

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻
博士後期課程 福山市立大学教育学部　　高橋　実

■座長：沖倉智美氏

■コメンテータ：月田みづえ氏

研究報告部門

精神的ケアを必要とする若者へのソーシャルワークのあり方に関する研究

― 実践に基づく援助指針作成の試み ―

日本社会事業大学大学院博士前期課程２年　西隈　亜紀（8261）

〔キーワード〕援助指針、精神的ケア、若者へのソーシャルワーク

1.　研究目的

リストカットなどの自傷行為、ひきこもり、精神疾患などさまざまな症状で精神的ケアを必要とする若者が増えている。では、ソーシャルワーカー（以下、SW）は、このような若者のニーズに応えられているだろうか。海外も含む先行研究から明らかになったことは２点ある。まず、日本では「若者」を主たる対象とする専門 SW が業務上規定されていないこと、さらに「精神的ケア」もできる SW となると、現行制度の狭間に落ちてしまいさらに難しく、支援体制は脆弱なのである。そこで本研究では、「精神的ケアを必要とする若者へのソーシャルワークのあり方」について検討し、具体的な援助指針の作成を目的とした。尚、本研究では、「若者」の定義を、10 代～20 代の人とする。

2.　研究の視点および方法

本研究は、実践から仮説をつくることと、仮説から実践を分析することを、反復しながら理論を構築していくことを目指す臨床的な研究方法をとる。実践を基盤とした既存の研究方法は、事例研究か、研究者以外の臨床家の実践から理論を構築していくものが多く、研究者自身の実践を、できるだけ客観的に検証、精査しながら理論を構築していくためには、新たな方法が必要なためである。本研究は仮説帰納的でありつつ仮説演繹的でもあり、筆者自身の実践を基盤としているため、研究と実践は常に結びついている。実践が研究にフィードバックされ、さらに実践で検証していく、という作業を繰り返す。重要なのは、この「実践に基づく仮説」生成作業のプロセスを、同じ専門領域の方々が了解可能なように、生成過程、手順を明確に記述することである。以下の４段階を経た。

ステージ１：学会での発表論文(西隈 2009)を「第１次仮説」とし、本研究の基盤とした。筆者がかかわった若者約 100 名のケース記録等の見直し、ケース検討会での自身の援助技法や援助の傾向の振り返り等の自己検証を行い、「精神的ケアを必要とする若者へのソーシャルワーク」について、5 つのカテゴリーとそれぞれの下位項目から成る「援助指針」を導出し「第 2 次仮説」とした。次に各カテゴリー・項目を検証する用具であり、より客観的に説明・補強する材料でもある「エピソード集」を作成した。「ケースとのさまざまなかかわりの断片」を「エピソード」とし、援助指針の各項目を象徴するエピソードを書き出していった。項目にそってエピソードを書いたが、書いているうちに新しい項目が浮上してくることもあり、第2次仮説より項目は増え、援助指針の「第3次仮説」を生成した。

ステージ２：「仮説」を一般化、普遍化させていくため、エキスパート・ソーシャルワーカー（以下、エキスパート）７名に、「仮説」を検証してもらった。エキスパートとは、本研究では「SWとしての経験が 10 年以上あり、かつその間に、精神科の病院やクリニックに通院・入院している 10 代～20 代の人にかかわった経験が 5 年以上ある人」と定義した。エキスパートによる検証作業は、①援助指針である 5 カテゴリー・22 項目それぞれの内容的妥当性②120 個のエピソードそれぞれが援助指針の当該項目を象徴している内容になっているかどうかの妥当性…である。「妥当である」「まあ妥当である」「あまり妥当でない」「妥当でない」の４件法で回答してもらい、それぞれを4、3、2、1 として得点化した。また全ての項目とエピソードに自由記述欄を設けた 。

ステージ３：妥当性をさらに検証するため再調査を実施。エキスパート７名のエピソード 120 個の全回答の相関を算出し、有意な相関を他の人と示した数の多かった順に上位５名を選び、半構造面接でのインタビュー調査を行った。援助指針のカテゴリー・項目の分け方、表現の仕方などについて、ステージ２で得た自由記述の内容とエキスパートへのインタビューでの意見を反映させ、さらに実践とも照合し臨床的に納得できる内容かどうかを検証し、第3次仮説を修正。援助指針の最終案を生成した。

ステージ４：カテゴリー・項目について、この領域の第一人者の文献を当たり、臨床観や臨床技法を照射して、援助指針が臨床的に意義があるかどうかを項目ごとに検討した。

3.　倫理的配慮

エピソード集のエピソードは、個人が特定されないように、大幅に改変・修正した。さらに慎重を期すため、エピソード集を筆者の同僚１名に読んでもらい、個人が特定されないかどうかを検証した。

また、本研究の仮説検証をしてもらうエキスパート 7 人に協力を依頼するに先だち、エピソード集や調査方法の倫理的な側面を含めて、本研究について、日本社会事業大学研究倫理委員会に諮り、承認を得た。

4.　研究結果

方法ステージ１から４を経た結果、【A)精神科への臨床的アクセシビリティ】から 2 項目、【B)本人とのかかわり方】から５項目、【C)家族問題への介入】から７項目、【D)経済問題への介入】から３項目、【E)若者特有の地域での居場所の確保】から３項目、【F)自立に向けた支援】から４項目という、6 カテゴリー、それぞれの下位項目が計 24 の援助指針の最終案が生成された。

援助指針の仮説をエキスパートに検証してもらう過程で、「本人とのかかわり方」と「家族問題への介入」のカテゴリーは多様な意見が出た。若者にとって「精神科受診」はまだまだ敷居が高く、本人や家族が治療や相談の必要性を認識しなければ継続受診に至ることも難しい。こうした「精神科への臨床的アクセシビリティ」について、当初は「本人とのかかわり方」のカテゴリーに含めていたが、エキスパートの指摘で独立カテゴリーとし、重要性がより際立った。

「本人とのかかわり方」については、インタビュー内容も含めて一番多くの意見が出た。エキスパートから「ＳＷがやる範囲を超えているのでは」といった指摘があった一方で、例えばＳＷが自己開示をすることなどについて、「これまでの関係性があり、個人のことを話すことに効果がある、と思える時に、相手の状態をみながら自己開示することは有効」「自分の経験を話すことも時として必要。話すな、と書いてある本もあるが、現場はそんなに簡単ではない。いかに関係を作るかが必要」との意見もあった。若者との関係性をどのようにどこまで構築するかは、意見が分かれると示唆された。

「家族問題への介入」についても、「家族からの嫉妬」なども考慮しながらどこまで取り扱うか、誰（職種）がかかわるかなど、エキスパートから多様な意見があった。ＳＷの介入は、その力動を変化させることにつながるので、嫉妬や抵抗があるのは当然であり、逆に言うと家族問題に介入しなければ起こらない現象である。しかし、精神的ケアを必要とする若者のほぼ全てが何らかの家族問題を抱えており、その多くは親との関係である。親が悪いというのではなく、一方で親も苦しんでいる。だからこそ介入が必要なのである。

「経済問題への介入」「居場所の確保」「自立に向けた支援」のカテゴリーは、エキスパート全員が筆者と同様の志向性を示したが、これは、多くの部分が成人対象のＳＷでも重要な視点であり、ＳＷの得意分野であるためと考えられる。

一方、エキスパートごとに回答やインタビュー内容を見ていくと、各人のＳＷとしての援助の傾向が表れていた。また、ＳＷが所属している組織の環境にも関係していると推測された。具体的には、組織の種別、規模の大きさ、ＳＷが何人いるのか、心理職が配置されているのか、組織内でのＳＷの位置付けはどうなのか、役割分担がどうなっているのか…などである。例えば、若者だけでなく成人にも多くかかわっているエキスパートは、筆者のようなかかわりを、「踏み込みすぎ」と感じる傾向が強いように感じた。逆に、主に子どもにかかわっている人は、「愛着形成は必要」であり、「逆転移」や「家族からの嫉妬」なども高得点が出ていた。

以上のことから、精神的ケアを必要とする若者へのソーシャルワークについては、援助技術がまだ確立されていないからこそ、多様な意見があり、意見が分かれる部分は、若者特有のものだといえる。なぜなら、援助技術が確立されておらず、難しい部分だからこそ、ＳＷによってかかわり方、介入の仕方が異なると考えられるからである。また、援助技術がＳＷの所属する環境によって左右されてしまう可能性がうかがえ、この領域特有の援助技術の確立が急務だと示唆された。

実践報告部門

学校健康相談におけるシステム理論ソーシャルワークと家族療法の技法の活用

東海大学大学院博士前期課程１年　今井孝子（００８１４１）

〔キーワード〕学校健康相談、ソーシャルワーク技法、家庭環境

１．研究の背景・目的

現在の学校では不登校を初めとして、子ども達に様々な混乱が起こっている。文部科学省の調査によると不登校に家庭的要因が影響をしているのは小学校で 2 割、その他家庭環境は遊び・非行型とよばれるタイプ、親の病気による虐待などと関係をしているという。子どもにとって家庭環境は非常に大切である。子ども達が混乱した状態から立ち上がるためには心理的支援と同時に、家庭環境に起因する問題から子どもを解き放たない限り、子どもの発達権が守らないといえるであろう。例えば家計を担う人のリストラや病気、貧困、虐待などは家庭への具体的な支援なしでは解決していかない。食事を何日も食べられない子どもに心理的援助だけでは、子どもは成長ができない。そこで養護教諭である筆者は学校の健康相談の中で子どもへの心理的支援とともに、その家庭環境へ子どもを通して支援をおこない、子どもの養育環境を改善する具体的な方法として、ソーシャルワークと家族療法の手法が有効であると考え、実践を行ってきたので報告をする。

２．研究の視点および方法

＊研究の視点・・・子どもの成長にとって「家庭環境の安定」が必要だという視点で「現実的な解決」を目指す。

１）入学時、転入時に保護者全員に教育相談係と筆者が別個に面接を行う。どちらも共通の内容があるが、筆者の保健面接は医療面とともに障害手帳の有無や家族関係を聞き取り、エコマップとジェノグラムを作成する。

２）主として危機介入アプローチが必要なときに、システム理論に基づいた多世代派家族療法の評価を行い、問題点を絞り込みケースマネジメントを実施する。その際にはエコマップ、ジェノグラムや他の情報から担任、学部所属と手分けをして、学校の校医、市の福祉事務所、自律生活支援センター、病院などを当たっていく。そこで病院の MSW や保健所の PSW、市の福祉担当、教育委員会の修学費用担当などへ話をつないでいき、当面の生徒の危機を回避するようにする。

３．倫理的配慮

様々な実践の個別の例は取り上げず、方法論のみを紹介するために、個人情報は一切含まない。

４．研究結果

ソーシャルワークの視点と家族療法の理論の活用により、家庭への支援の為の社会サービスを発見した、あるいは発見して繋がることができた点、その結果生徒の登校や健康状態が改善した介入のまとめを報告したい。

１）家族に病人がいて、登校できない生徒の場合・・・病気の人が「疾病利得」として病気を持ち続けている場合や、家族内に複数の重症な病人がいる場合には、医療費の問題で市との食費や生徒の医療費がでない、また通院の付き添いの為に生徒が登校できない。また生徒が病人のことが不安で家を出られない場合もある。そういった場合は、エコマップやジェノグラムから家族の病気傾向や、気質傾向を見て、キーパーソンとなる決定権のある人を探し、家族を説得してもらう。また同時に医療費の後払いを病院の MSW に相談し、無償となる医療制度の紹介を受ける。他にも家族のための障害者手帳の相談を自律生活支援センターに依頼したりする。生徒の学費は市町村や県の補助金、特別手当等で使用できる制度を探す。そしてその補助金を生徒専用の口座に納めて、キーパーソンを通じて、保護者の了解をもらい本人管理とする、等。このように生徒を守るための危機介入では、病院関係と障害関係はある程度制度がはっきりとしており、ケースマネジメントがしやすく、生徒への効果が出やすい。

２）ネグレクトや精神的虐待・・・危機介入を拒否されてしまい非常に解決が難しく、児童相談所や民生委員へ見守りの依頼をする。保護者の精神疾患による虐待は、保護者の治療を優先させ子どもも保護していくが、親子分離ができないこともあり、医療機関の強力な介入が必要となる。保護者の意向により子どもが登校できないことがあるために、家庭訪問の繰り返しや登校したときに子どもへの心理的支援、そして保護者と連絡がついたときの福祉的、心理的支援を行う

萌芽的研究報告部門

保育所における障がい児の家族支援

― 就学に向けたソーシャルワーク機能の分析から ―

東洋大学大学院博士後期課程/福山市立大学教育学部　高橋　実　(01607)

〔キーワード〕保育所、障がい児、就学支援

1.　研究目的

障がいがあるかどうかも明確でない、気になる子どもの段階から、保育士が子どもや保護者にどのように働きかけ、就学支援を行っているのか、その支援過程で、どのような家族ダイナミックスが生じているのかに注目し、分析することにより、障がい児をかかえた家族への適切な就学支援のあり方を明らかにすることを本研究の目的とする。

2.　研究の視点および方法

高橋（２０１０）は、A 市内の発達障がい児の保護者が、障がいの指摘を受けた時の心境を分析したところ、否定的に受け止めた人が 32.4%、肯定的に受け止めた人は 33.8%であることを見出した。そして、家族の、支えが「ある」と答えた回答は、63.9%(76 人)であったが、36.1%の回答では、支えがなかった、あるいは支えの内容が思いつかず、無記入であった。これらの結果から、子どもの発達障がいが見つかった場合、その指摘を保護者に伝える際の伝え方や家族全体への支援法、療育機関や学校との連携などのソーシャルワーク的支援が求められていることがわかった。

そこで、本研究は、気になる子どもの段階から就学までに、保育士がどのように働きかけ、その働きかけを母親とその家族がどのように受け止めながら就学決定を行っていったかについて、了解の得られた保護者、その支援を行った保育士（担任および副所長）に対して、インタビューを行った。インタビューの内容は、保護者については、IC レコーダーに記録し、テープを起こし、保育士については、録音が許可されなかったため、ていねいに聞き取り、その内容をメモした。

インタビュー内容は、分かち書きし、KJ 法の手法を用いて、グループ編成を行い、構造化して質的分析を行った。

3.　倫理的配慮

福山市立大学倫理審査委員会に審査を諮り、調査協力者の匿名性を確保し、守秘義務を厳重に守り、聞き取った内容から個人が特定できないよう十分配慮して分析結果を公表し、研究協力者の人権を擁護することを説明した上で、署名入りの誓約書を渡し、書面で同意書をもらった上でインタビューを行った。

４．研究結果

保育士は、①役割分担を行って、チームとして支援を行い、②子ども及び母親との関係をつくる、③子どもの様子を母親に丁寧に伝える、④子ども同士の関係を作り子どもの成長を促す、⑤その成果を母親に伝えるとともに、所内で話し合って、専門相談機関を紹介する、⑥療育機関と連携して保育する、⑦母親と他の保護者との関係を調整する、⑧就学決定の過程における悩みを傾聴する、⑨就学指導委員会に子どもの情報提供を行うとともに保護者の意見を代弁する、⑩小学校に子どもの情報を引き継ぐ、などの支援を行っていた。

母親はまず、①きょうだいとの比較によって、子どもの状態を吟味し、保育士からの「投げかけ」に対し、②子どもの状態を再吟味するとともに、③父親に相談し、その意見をもとに、専門相談を決定した。そして④複数の専門機関に相談した後に、⑤保育士にも確認を求め、⑥療育機関の利用を決定した。療育機関では、⑦子どもの障がいについて必死に勉強し、⑧障がい児の保護者に育てられ、⑨就学までに力をつけてやろうと頑張った。就学決定に際しては、①心理検査の際に父と同行し、はじめて父も「おちた」(障がいを受け止めた)、②療育機関での支援で、学校見学、教育委員会への相談を行い、③療育機関と保育所の意見を聞き、④就学指導委員会の助言を受け止め、⑤祖父母の見守り（強く反対はしない）を支えに、通級指導教室の利用を決定した。

保育所では、所全体として、①仲介機能、②代弁機能、③連携機能、④処遇機能、⑤相談援助機能、⑥支援者機能、⑦職員同士のチームワーク機能、などのソーシャルワーク機能が働き、豊かな就学決定を支援していることが、見出された。

■**自由研究報告**　９：３０～１１：００

第　７　会　場　（第６分科会）　　**場所　６号館6406教室**

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】　既婚女性の再就職支援事業の検証
～Ｓ女子大学を例に～

昭和女子大学大学院　博士後期課程科目等履修生　宮野由紀子

１０：３０～１０：５５

②【萌芽的研究報告部門 】　ケアワーカーにおけるジェンダーの加重構造と社会的地位

義基祐正

■座長（兼･コメンテータ）：山田知子氏

■コメンテータ：森田明美氏

研究報告部門

既婚女性の再就職支援事業の検証

― Ｓ女子大学を例に ―

昭和女子大学大学院博士後期課程科目履修生　宮野　由紀子

〔キーワード〕既婚女性、再就職支援、労働とジェンダー

1.　研究目的

既婚女性の再就職を円滑にするために政府が行った既婚女性のための「再チャレンジ支援策」に焦点を充て、支援講座を実際に行ったＳ女子大学を例に、講座内容、再就職状況の現状を分析し、今後の再就職支援事業の新たな課題を見つけることを目的とする。

2.　研究の視点および方法

【研究の視点】M字型就業カーブに代表される、女性の就業行動を分析した。一般に日本の女性の働き方は、新規学卒時に正社員として就職し、結婚や出産を機に７割が退職し、子育てが一段落して再就職するという就業パターンで語られてきた。しかしM字型を描く曲線を配偶関係別に示すと、「未婚女性」は男性のように山型の曲線を描き、「有配偶女性」はどの年代においても、未婚女性より労働力率は低いことがわかった。内閣府男女共同参画局（2007）「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」から、結婚・出産を契機に退職する理由は「家事・育児」を上げる女性が多く、夫よりも妻が家庭的責任を一手に引き受けているのが、退職の大きな要因である。

一方、保育所不足などの社会的支援の不備も大きな理由であるが、女性にとって継続就業に大きな壁となっているのは、女性自身や夫の「辞めるのが当たり前と思ったから」、「子どもが小さいうちは母親が育児に専念すべき」といった考えに縛られていることが明らかとなった。いくら保育所不足が解消され、育児休業法が整ったとしても、利用する親自身の意識がジェンダー規範に縛られていては、継続就業に結びつかない。

Ｓ女子大学の再チャレンジ支援講座のインタビュー協力者も結婚・出産で「辞めるのが当たり前だと思っていた」と回答していた者がいたが、後の再就職活動の厳しさに「今となっては辞めなければよかった」と答えていた通り、現実を知るのは子育てが一段落した数年後である。よって、高校や大学など早い時期に、女性のキャリア教育を行うことは課題の１つであるといえる。

【研究の方法】「女性の再チャレンジ支援講座」で受講条件を特に問わず、受講生に広く門戸を開いていた２校のうち、都内にあるＳ女子大学に焦点を充てた。文部科学省に提出したＳ女子大学の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の１期から５期すべての講座の報告書を入手した。さらに筆者自らもフィールドワークとして講座に参加し、修了時、受講者にアンケートを実施した。アンケート調査で不十分な点については、インタビュー調査を行った。

3.　倫理的配慮

本研究の実施に当たっては、幾つかの倫理的配慮を行なった。調査に当たっては、インタビュー調査に入る前に説明文書を提示しながら説明し、調査対象予定者が、これに同意する場合は同意書にサインし契約手続きが終了した。収集されたデータは、調査協力者の名前は使用せず記号化した。

4.　研究結果

第１にすべての受講生の受講目的が「再就職」希望者ではなかったことである。受講は、社会に出るための心構えを学ぶために受講した「社会に出る準備型」、自分探しや今の自分を変えるための「自己啓発型」、再就職を目標に掲げている

「再就職期待型」３つのタイプに分けられることができた。

第２に、パソコン講座のレベルが企業の事務職が求めている水準にマッチしていなかったこと。受講者の受講前のパソコンスキルに幅があり、パソコンの経験がない受講者は「役に立った」と回答し、パソコンを使う事務職に就いた受講者は「役に立たなかった」という結果になった。これはパソコンの講座内容が、初心者向けであったことで、初心者の受講者にとってはマッチしたが、事務従事者向きではなかったこといえる。そのために、さらにスキルアップのために、追加で他の講座に通った者もいた。Ｓ女子大学のパソコン講座は初心者を次のステップに送るための橋渡し的な役割しか果たしていなかった。

第３に、妻が働くことが出来るか否かのカギを握るのは、夫の性別役割分業の意識と、家事の協力度であることがわかった。インタビューでは、夫は、妻が働くことで、家事が疎かになることを懸念している様子が伺えた。

第４は、人的資本の高さは、既婚女性の再就職に直結しないことである。Ｓ女子大学の再チャレンジ講座の受講対象者に、学歴や資格の有無などの条件は設けていないが、実際の受講者は「大卒」が多数であった。Ｓ女子大学のように学歴の条件を設けていないにもかかわらず、高学歴の受講者が多数であることは、すでに「学んだ女性がさらに学ぶ」現象といっても過言ではないだろう。また、高学歴であるがゆえの再就職が困難な状況もインタビューから明らかになった。「どのような職種で働きたいか」という質問に対して、「事務・管理職」の回答が多数を占めた。選択肢に「管理職」も含まれているが、パート・アルバイトなど短時間就業を希望している受講者が多いことから、「事務職」希望者が多くなったことは明らかである。

インタビュー調査で「現実はスーパーのレジならすぐ決まるけど、あまり気がすすまない」とＡさんが言うように、主婦パートに市場が求めている職種はスーパーのレジのような仕事であるが、高学歴女性は、スーパーのレジを求めていないために、再チャレンジ講座でスキルアップして、上位職に就きたいとの思惑もうかがえる。

第５に既婚女性の再就職では、語学検定試験や、社会福祉士の資格取得は再就職に結びつかなかった。ファイナンシャルプランナーを取得したＤさん、結婚前に航空会社に勤めていたＥさんは、TOEIC785 点、中国語検定２級を取得、受講後あらたに専門学校に入り直して社会福祉士を取得したＦさん、海外経験の長いＧさんは英検１級、中国語検定２級を取得した。しかし、就職活動では、資格を評価されず、書類選考で落ち、面接までいけないケースが報告された。

<u>今後の既婚女性の再就職支援事業に対して８項目の提案</u>

①きめ細かく、個々の希望に合わせたカウンセリングを行う。

②ジェンダー視点の講座科目を必修化する。

③受講生のパソコンスキルを細かくチェックしてレベルと目標にあったクラス分けの実施をする。

④就業につながる企業とのパイプ作りを確立する。

⑤子育て中の女性も受講できるように、受講者全員が利用できる保育所の確保、または保育先の紹介や優待制度などを設ける。

⑥受講時期を越えて、受講修了者が交流できる機会を作り、働いている先輩受講者がロールモデルとなる交流会などを定期的に開催する。

⑦既婚女性に利用しやすい奨学金制度を充実すること。

⑧女性の再チャレンジ講座の状況と、受講者のニーズの分析、再就職の状況などの研究を行う

萌芽的研究報告部門

ケアワーカーにおけるジェンダーの加重構造と社会的地位

義基　祐正（006954）

[キーワード]ケアワーカー、ジェンダーの加重構造、社会的地位

１、研究目的

本研究の目的は、他職種や女性労働職の平均よりも低い所定内賃金や不安定な労働市場に置かれているケアワーカーの社会的地位の理由を明らかにすることである。社会福祉労働者の労働実態を明らかにし、その理由を探ることは、クライエントの人権の尊重や権利獲得のためには欠かせないと考える。また、ケアの専門性や質を議論するうえでも、労働条件は基本的な土台になると考える。

そうした問題意識を踏まえ、本研究では、介護保険施行後のケアワーカーの所定内賃金から低位にある社会的地位を確認しつつ、それがなぜ起きているのかを、ジェンダーの視点から考察することを目的とする。

２、研究の視点および方法

１）介護保険施行後のケアワーカーの賃金や労働条件を確認し、労働者全体平均や女性労働職平均よりも不安定で低賃金であることを見ていく。２）従来のケアワーカーのジェンダー問題に対して、どのように分析されてきたのかを先行研究から明らかにする。３）従来のジェンダー研究では説明できない点を明らかにし、「ジェンダーの加重構造」の概念を取り入れ分析する。

３、倫理的配慮

理論的な作業であるため、個別事例などを取り上げるものではないが、統計や引用文献など、「倫理指針」に則り倫理的配慮を行った。

４、研究結果

現代ケアワーカーの賃金は、介護保険施行後の動向を見ると、毎年の賃金上昇は見ることができず不安定であり、また、介護経験に関わらず横断的で最低位の賃金水準である。なぜ、このような低い社会的地位にあるのだろうか。

その理由の一つにあげられるのが、ジェンダーによる労働市場の差別的構造である。それは、（財）介護労働安定センター『介護労働の現状について』（平成 22 年８月 16 日）で、訪問介護員の 93.5%が女性であるという統計からも容易に想像できる。従来のジェンダーを取り入れた分析では、①ケアワーカーが女性職であることから生じる社会問題として取り上げるもの（低賃金、ジェンダー・アンバランス、非常勤率など）、②ケアワーカー内のジェンダー問題を取り上げるもの（職域問題など）、③ケアワーカーの専門性に関わる問題などといったものである。

しかし、それだけでは女性労働職の中でも社会的地位が低い理由を説明するには足りない。

今日の日本資本主義の労働市場には、労働者全体の低賃金で不安定な労働市場を維持するために、より低位な女性労働市場が存在している。そうした労働市場の二重性を維持していくために、女性労働市場よりもより低い労働市場を存在させようとする資本の論理が働いていると考えられる。また、資本主義の発展とともに女性の社会進出などで生じる生活の社会化された部分を、低い労働力コストで補おうとする力学も働いていると考えられるのである。こうした、労働市場の構造を「ジェンダーの加重構造」という概念で捉えたい。ジェンダーによる労働市場差別が、幾重にも加わる労働市場。それが、現代ケアワーカーの労働市場なのである。

現代ケアワーカーには、①女性労働職だからこそ生み出される問題と、②「ジェンダーの加重構造」によって生み出される問題があり、それによって低位な社会的地位が築かれていると考えられるのである。

■**自由研究報告**　９：３０～１１：３０

第　８　会　場（第７分科会）　　**場所　６号館6407教室**

９：３０～１０：２５

①【研究報告部門】福祉に従事する専門職の記録業務の妥当性
～「情報の客観性」の考察～

目白大学人間学部人間福祉学科　三田真外

１０：３０～１０：５５

②【実践報告部門】二つの困難事例に対するナラティヴ・アプローチの視点からの研究
～語りをそのまま聞くということ～

東洋英和女学院大学大学院　人間科学研究科　博士後期課程　遠藤紀子

１１：００～１１：２５

③【萌芽的研究報告部門】　日本に在住する難民の語り
～ミャンマー難民を事例として～

大正大学大学院人間学研究科社会福祉学専攻　修士課程　高橋智美

■座長（兼･コメンテータ）：深谷美枝氏

■コメンテータ：志村健一氏

研究報告部門

福祉に従事する専門職の記録業務の妥当性

― 「情報の客観性」の考察 ―

目白大学人間学部人間福祉学科 三田 真外（008175）

〔キーワード〕情報の客観性，記録業務，専門性

1. 研究目的

介護保険制度は，利用者と介護サービス事業所の契約に基づいた制度（以下，「利用契約制度」とする．）であり，専門職の提供したサービスを証明することによって，そのサービスの質を国が保障する仕組みである．専門職が提供したサービスの証明は，介護保険制度の実施以前より記録業務として行われてきたが，利用契約制度や情報公開などの近年の動向によって，より記録業務の重要性が求められるようになった．一方，介護サービスの実践の現状から記録業務をみてみると，専門職の現場実践が多忙なことなどから，記録業務をただ大変な雑務として捉えている現状[1]がある．それは，専門職の記録業務の必要性や，専門職が記述する意味を見失っているという課題である．

しかし，専門職が提供したサービス内容を証明しなければならないことから考えれば，記録の業務は専門職にとって自らの立場と責任を示すうえでの重要な業務といえよう．その意味では，専門職が記述したからこその情報であることを，記述内容から証明していく必要があるのではないだろうか．つまり，専門職が記述する情報の妥当化を目指し，情報の質を高める根拠を探ることが必要であると考える．本研究では，客観性の概念を援用し，専門職が記録に記述する情報内容の妥当性を検証することを目的とする．専門職が記述した記録の情報内容をその記述過程も含めて検討したい．

2. 情報の客観性

客観性という概念は，多様な意味を持ち，示す事柄もさまざまである．本研究では，客観性と専門職とを関連させた客観性の概念(友岡賛 1989)を援用する．客観性は知覚より導き出されるものであるとされ，「心の外に存するもの」，即ち物質，いわば物理的な実体は客観的であり，「心の中に存するもの」，即ち思考，いわば心理的な実体は主観的である[2]としている．

人が知覚する際には，心が介在するという事実があるとし，人を対象とした知覚では客観と主観を明確に分けることができないとしている．これらのことを前提としながらも友岡は，会計担当者という専門職を主体とし，会計担当者の質を考えるとき，「理想的な知覚」，「専門的な判断」を取り上げ，両者を高めることが客観性を高めることに繋がるとした．

3. 理想的な知覚

知覚は，「何らかの対象について，感覚を通じて知ったり気づいたりすること．すなわち刺激を理解したり，把握したりすること[3]」と心理学辞典では説明されている．一方，客観性の一般的な意味における理想的な知覚とは，「会計担当者が，その理想として，会計の対象たる事象を，斯く知覚したいと考える様な，或いは斯く知覚すべきであると考える様な形に依る知覚のことである[4]」とされている．この理想的な知覚について，福祉実践における記録業務に置き換えて考えてみると，専門職が実践内容の事実として知覚しそれを記録に記述するが，その内容を保障することが

理想的な知覚であると考えられる．言い換えれば，専門職が記述しなければ，その知覚した内容の保障はできないということになる．

この理想的な知覚を保障するため，専門職がケース記録に記述するまでの過程について，介護士による利用者支援の場面を例に挙げて考えてみる．例えば，介護士による身体介護の場面では，利用者の状態や置かれている環境など，さまざまな事柄が関係している．それら全てが「現実の出来事」である．この現実の出来事に対し，介護士が身体介護の実践を実施前から，実施中，実施後にかけて，気づいたことや知ったことなど，事実をありのままに観察する行為をする．それが「あるがままに知覚」するという専門職の行為である．現実性と知覚は，専門職である介護士にとって常に身近にあるものであり，ケース記録に記述する基盤となる情報であるといえる．これらの基盤となる情報に基づき，介護士は記述という方法を用いて「情報作成」の行為をする．さらに，情報作成によって記述された記録書類は，他の専門職に情報を伝える効果を生み出す．それは，介護士の知覚した出来事を他の専門職に「伝達できるもの」ということになる．

論者は，これら理想的な知覚を構成する要素が，現実の出来事から知覚，知覚から情報作成などといった相互作用ではなく，それぞれの 4 つの要素が交互に影響しあうものと捉える．そして，専門職が記述する際に，現実性と知覚を高めることによって，その内容の質が保障されると考える．

4. 専門的な判断

客観性の一般的な意味における専門的な判断とは，「会計担当者が会計専門家として有すべきもの，即ち己の会計行為に関して決定を下す場合に於ける能力及び倫理観と関わらしめて捉える[5]」とされている．これは，専門的な判断を示すための根拠が，専門職の能力と倫理観の 2 つの基準に基づくものであるとする．福祉実践の記録業務に置き換えると，専門職としての「能力」は専門職が持っているその領域の知識である．例えば，介護福祉士であるならば，その資格が根拠となり，資格取得するまでに行われる教育や育成のための研究に基づく能力が関係する．また，専門職としての「倫理観」は，介護福祉士の資格を持つ専門職ならば，介護福祉士の倫理綱領が関係し，その職業上の制約や社会的制裁，独立性に基づく倫理観が関係する．

これら専門職の能力，倫理観は，相互に関係を持ち，専門職として基盤となるもの，すなわち基準である．福祉実践においても，両者を高めることによって，専門的な判断がなされうると考える．専門職自身は常に専門領域を意識する必要がある．

5. 結論

記録された情報内容の妥当性を明らかにするため，情報の客観性という概念から整理し，考察を行った．この考察結果から，記録内容の妥当性は，理想的な知覚をすることによる記述内容の保障と，専門職としての基準から導き出される専門的な判断の 2 つの構成要素から成り立ち，それらを高めることによって，記述内容の妥当性を確保することができることが明らかになった．

---

[1] 福山和女ほか(2009)「相談援助のための記録の技術」社会福祉士養成講座編集委員会編『新･社会福祉養成講座 7　相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規，260.
[2] 友岡賛(1989)「『客観性概念』論 - 知覚に関わらしめての解釈を中心に」『三田商学研究』31(6)，97.
[3] 藤永保・沖真紀子監修(2005)『心理学辞典 普及版』丸善.
[4] 前掲書(2)，97.
[5] 前掲書(2)，98.

実践報告部門

二つの困難事例に対するナラティヴ・アプローチの視点からの研究

―語りをそのまま聞くということ　―

東洋英和女学院大学大学院博士後期課程２年　遠藤　紀子（7998）

〔キーワード〕ナラティヴ・アプローチ、困難事例、語り

1.　研究目的

利用者の声を聞くことの大切さは、社会福祉援助の中でも強調されている。利用者の声を「語り」や「物語」として聞くことの大切さは、ナラティヴ・アプローチに学ぶところが大きい。本発表では、ホスピスのソーシャルワーカーとして勤務している発表者が、困難事例というドミナント・ストーリーに押し込めていた利用者との関わりを、ナラティヴ・アプローチの視点から検討する。そしてその中から、利用者と支援者のケア的な関係を問い直すことを試みる。

2.　研究の視点および方法

ナラティヴ・アプローチは、語りを題材として、当事者に関わっていく方法である。それは、従来の実証主義的な研究とは異なる。複数のデータ（ここでは利用者の語り）の中から共通したものをとりあげて、一般性や普遍性を求めるのではなく、一つひとつの語りの中に意味や価値を見出していく。語りがどのような状況と関係性の中で生まれてきたのかを考察し、そのプロセスそのものもデータとして検討していく。

３．倫理的配慮

事例研究にあたっては、東洋英和女学院大学大学院の倫理審査を受けている。また、事例対象者の個人情報はすべて匿名化し、発表上では、本人と特定できないようにする他、事例本来の持つ意味内容を損なわない程度の加工を施してある。

４．研究結果

事例①では、パーソナリティ障害の疑いを持つがん末期の女性であるＡさんをとりあげる。Ａさんとの関わりをナラティヴの視点で振り返ることにより、関わっていた当時には気づかなかった「関係性」という物語を描き出すことができた。Ａさんを困難事例と考えることによって、「ドミナント（支配的な）・ストーリー」（White&Epston：1992）の枠に押し込めていたのは、実は支援者自身であった。Ａさんの語りをそのまま聞くということは、人との関係を遮断し、孤独な中で亡くなっていったように見えた Ａ さんが様々な人間関係の中で生きようとしていたという「オルタナティヴ（新しい・代わりの）・ストーリー」を生み出す作業ともなった。事例②では、知的障害を持つがん末期の男性である Ｂ さんをとりあげる。Ｂさんの多発する問題行動と不満の語りに圧倒され、Ｂさんに対して肯定的に考えることを困難にし、Ｂさんと支援者双方のドミナント・ストーリーが相互作用的に膨らんでいる状況があった。Ｂさんは、知的障害ゆえに他者には理解しにくい方法でしか、他者との関係性を結ぶことができなかったが、Ｂさんの語りをそのまま聞きくことによって、オルタナティヴな関係性が生まれ始めるきっかけとなった。

ナラティヴ・アプローチでは、語りを何かの代理と考えたり、本質が別のところにあると考えるのではなく、語ったまま、そのようなかたちで存在していると考える（野口：2003）。利用者の語りをそのまま聞くということは、その人をその人のまま尊重することであり、その人の生き方の意味が浮かび上がってくるのではないかと考えられる。支援側の評価尺度にあてはめて利用者を見ることによって、支援者自身が思い描く支援のストーリーにあてはまらない利用者を困難事例に見立てる結果となる危険性がある。語りをそのまま聞くことが、利用者・支援者双方のドミナント・ストーリーからの解放につながることが示唆された。

萌芽的研究報告部門

日本に在住する難民の語り

― ミャンマー難民を事例として ―

大正大学大学院人間学研究科修士課程社会福祉学専攻２年　高橋　智美（7042）

〔キーワード〕多文化ソーシャルワーク、ライフストーリー、難民

1.　研究目的

日本では毎年 1,000 人を超える人々が難民申請しているが、難民認定に長期の時間を費やし、認定数も低い。また難民申請中は、利用できる医療・保健・社会福祉サービスはほとんどなく、難民認定されても自分たちの権利について知る機会もほとんどない。社会福祉分野において「難民」というマイノリティの生活上の福祉は、見過ごされてきたと言える。

本研究ではミャンマー難民・難民認定申請者の生活の実態を把握し、彼ら自身の言葉を通して語りを聴き、暮らしや信念、思いを見出し、福祉観や日本の医療、福祉制度への考えについての語りを丁寧にくみ取る。社会福祉サービスを考える上での、ソーシャルワークの視点の在り方を考察することを目的とする。

2.　研究の視点および方法

東京都内に住む５名のミャンマー難民・難民認定申請者に聞き取りを行ない、ミャンマーや日本における暮らしの様相、精神的な問題の捉え方や対処方法、日本の福祉制度の利用や思いについて、日本語・ミャンマー語の通訳を介して聴き取りを行なった。聞き取りの時間は平均１回約２時間 13 分、４名には２回、１名には１回の聞き取りを行なった。彼らの暮らしや文化、医療、福祉などに関して、自由に語ってもらう形をとり、IC レコーダーで録音し逐語記録を作成した。

3.　倫理的配慮

聴き取り調査では、対象者に調査説明書（ミャンマー語に翻訳したもの）を使用して研究内容、公表等について十分説明し、署名により同意を得た。また、断っても不利益にならないこと、一旦了承した後でも断ってもよいことを説明した。聴き取った内容は、個人が特定されないよう改変し、研究のためのみに使用し、厳重に管理を行なっている。

4.　研究結果

発表では、聴き取りから得られた語りを紹介する。ミャンマー難民は、家族とは国が離れていても繋がりを持ち続け、寺への寄進などを通して仏教を信仰し、母国での生活を引き継いでいく。日本では難民であるがゆえの様々な不安定さや差別、将来に対する不安感を抱いているものの、母国での迫害や恐怖と比べ、日本の生活の中に自由や安心感を見出していた。

特に生活上の問題としては、言葉、金銭面、文化の違いなど、多くのストレスを感じているが、ミャンマー人同士で付き合いを持ち、欲をなくすなど仏教の信仰の中に心の安定を求めている。また、こころの問題には強いスティグマが残っている。最近になって病いと捉えるようになったが、原因を前世の行ないや医学的見地の双方から捉えている状況である。

また、ミャンマー人同士での金銭面も含めた助け合いが、自然な形で行なわれている。保険未加入や金銭などの制限により日本の医療福祉サービスは利用しにくく、または制度を知る機会や教える場所がないことが課題となっているが、こうした綿密な制度を享受できることを肯定的に捉える面も見られている。

我々が持つ思考と彼らの文化や思想に基づく概念は大きく違う。これだけ違う文化や背景を持つ人々の生活や福祉を考える際には、彼らを理解する際にその多様性に敏感になり cultural competence（文化を理解する能力）をもったソーシャルワークが重要になってくる。

■**自由研究報告**　９：３０～１１：００

第　９　会　場（第８分科会）　　場所　６号館6408教室

９：３０～９：５５

①【萌芽的研究報告部門】クラブハウスモデルの過渡的雇用プログラムにおけるメンバーの自己効力感獲得の要因

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科　澤田優美子

１０：００～１０：２５

②【萌芽的研究報告部門】意欲維持のための「生活保護就労支援プログラム」の開発と評価
～プログラム評価による「効果的プログラム要素」の検討を通して～

日本社会事業大学大学院　　博士後期課程　　高橋浩介

１０：３０～１０：５５

③【萌芽的研究報告部門】障がい者のためのソーシャル・ファーム（社会的企業）

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科　　社会福祉学専攻　宮竹孝弥

■座長：贄川信幸氏

■コメンテータ：六波羅詩郎氏

萌芽的研究部門

クラブハウスモデルの過渡的雇用プログラムにおける メンバーの自己効力感の獲得の要因

日本社会事業大学大学院前期課程２年　澤田優美子

〔キーワード〕　クラブハウス、過渡的雇用プログラム、自己効力感

1.　研究目的

本研究では，精神保健福祉領域の世界的な就労支援モデルのうち，クラブハウス（Clubhouse: CH）モデルの過渡的雇用プログラム（Transitional Employment Program：TEP）に注目し，このプログラムのいかなる要素が支援の効果をあげているのか，メンバーの自己効力感に焦点を当てて明らかにする。本研究は，TEP の自己効力感に結びつく効果的援助要素を質的研究によって初めて明らかにするものである。さらに TEP の効果要素を明らかにすることによって，日本に CH モデル及び TEP を広め，さらにはより効果的な TEP を開発するための一助とすることができるのではないかと考える。

2.　研究の視点および方法

本研究では，TEP をとおしてメンバーが自己効力感を獲得する特有の要因を，本人たちの語りにもとづく質的研究を用い，他の就労支援との比較から明らかにした。調査方法は，半構造化個人面接とし，延べ 24 名に行った。分析法は，質的データ分析法，継続的比較分析である。病気だと知ったときの気持ち，TEP・IPS（Individual Placement and Support:個別職業紹介とサポート)・CH における就労継続支援 B 型の何が自己効力感を獲得させたのか，TEP・IPS に対する意見などについて，一人約 1 時間自由に話してもらい，許可を得て録音した。録音した内容を逐語記録に書き起こし，MAXQDA を用いて分析した。分析に当たっては，質的研究の研究者にスーパービジョンを受けている。

3.　倫理的配慮

倫理的配慮として，プライバシーの保護，研究への参加により不利益を生じないこと，話したくないことは無理に話さなくてよいこと，研究終了後は録音を消去することなどを説明し，同意書を得た。なお，インタビュー調査を実施するに当たり，日本社会事業大学社会事業研究所の研究倫理審査を受け，承認を得ている(2011 年 3 月 10 日，受付番号 10-11002)。

4.　研究結果

分析の結果，各カテゴリ・サブカテゴリから，精神障碍のある人の「自己効力感獲得の要因」は，「段階的向上」，「支援」，特にジョブコーチと「メンバーの相互支援」，一般の賃金率の給料であることが明らかとなった。

TEP に特徴的なメンバーの自己効力感の獲得の要因は，CH で「生活の基礎」と「仲間意識」を築くこと，「欠勤の穴埋め」(TEP では，複数のメンバーがシフトを組み，交代で出勤する。だれかがやむを得ず欠勤する場合は，他のメンバーもしくはスタッフが代わりに出勤して，仕事に穴を開けない）を含む多岐に亘る相互支援の活動，帰る場所（CH）があることであることが明らかとなった。

そして日本で TEP をより効果的にするために,現状ではスタッフのみがジョブコーチを行っている CH もあるが，すべての CH でメンバーもジョブコーチを行うこと，一人で勤務する TEP も行われているが，すべての TEP を複数メンバー体制にすること，「出来高制」や昇給制を取り入れること，及び TEP 契約企業を増やすことが必要であることが示唆された。

萌芽的研究報告部門

意欲維持のための「生活保護就労支援プログラム」の開発と評価

― プログラム評価による「効果的プログラム要素」の検討を通して ―

日本社会事業大学大学院博士後期課程３年　髙橋　浩介（6573）

〔キーワード〕生活保護自立支援プログラム、プログラム評価、意欲

1.　研究目的　――意欲維持のための就労支援プログラムを開発し評価する

本研究では、生活保護制度利用者の「意欲」を利用者の中に元々存在し表現することで初めて明確になる心の働きと捉える。これまでの生活保護分野では、保護廃止件数、稼働収入の増減といった費用対効果をめぐる評価が大半であった。しかし、近年自立支援プログラム策定件数や自立支援プログラム評価指標開発の試みが始まっている。さらに就労支援関係プログラムにおいて利用者の「意欲」を維持し、明確化していくためのさまざまな実践がなされている。しかし現在生活保護 CW として働いている筆者からみて、利用者の急増により自立支援プログラムの中で「意欲」への支援実施まで十分手が回らない状況が続いていると言える。そして、利用者の急増だからこそ「意欲」への対策の更なる発展はその必要性を増している。このような現状を打開するためには、「意欲」支援に焦点を絞り各地で取り組まれてきたアプローチを集め体系化したモデルの開発と評価を目的とする。

2.　研究の視点および方法　――「プログラム評価の理論と方法を用いて」

生活保護自立支援プログラムは、生活保護利用者を対象に自立阻害要因ごとに組織的に行われるプログラムである。ある利用者の自立阻害要因が「就労意欲のない・乏しい」（生活保護自立支援の手引き編集委員会,2008）と類型化された場合には、該当福祉事務所との関係においてその利用者が「意欲」を表出できていないだけかもしれない。「意欲」をより表出することを支援するプログラムにしていくためには、どれだけ「意欲」が表出され明確になったかという効果性を重視することが重要である。そこで本研究では「組織的な社会活動の効果性が問題となるほとんどすべての活動領域で、有用である」（Rossi,2004）とされるプログラム評価の理論と方法論を用いることとする。そして利用者が急増し実施機関が多忙な中でも実施できるプログラムを目指すため CD-TEP 法（大島ら,2010）を活用する。CD-TEP 法は実践プログラムに関わる実践家が参加・協働し、実践現場における創意工夫と科学的根拠を蓄積し成果志向の効果的実践モデルを発展することを目的として開発された方法である。

効果的プログラム要素抽出のための全国福祉事務所訪問事例調査を実施した。「自立支援プログラム事例集」で取り上げられている福祉事務所 30 箇所のうち調査同意を得た 14 箇所に訪問調査票を用いた半構造化面接を実施。訪問事例調査の結果得られた回答を内容分析し、コード化し同じ意味のまとまりのものを収集、それに概念を付けて整理・文献に照らして効果的プログラム要素抽出し、抽出された効果的プログラム要素から効果的プログラムモデルを形成した。

3.　倫理的配慮

対象者への倫理的配慮として、研究への協力を依頼する際に、研究目的と方法とともに、研究協力への自己決定の権利、プライバシー擁護の方法を説明し、自主的な参加を依頼した。面接に際しては、情報提供を拒否・中断する権利、秘密の厳守、録音したデータの取り扱い方法等について説明した。また、研究以外の目的には使用しないことを約束した。

4.　研究結果――暫定版「意欲維持のための生活保護就労支援プログラム」作成

効果的プログラム要素に基づいて、効果的プログラムモデルの形成・暫定版プログラム理論（インパクト理論、プロセス理論）を作成暫定版プログラム実施マニュアルを作成した。

今後、妥当性の検討として福祉事務所職員を対象とした集団意見調査を実施し、暫定版モデルの効果的プログラム要素（暫定改訂版）に基づいた暫定版フィデリティ尺度を作成し、全国福祉事務所に対する効果的プログラムモデル支援要素実施状況を調査し、アウトカム指標とフィデリティ評価項目との関係から効果的プログラム要素の実証（有用性の検討）する。

萌芽的研究報告部門

障がい者のためのソーシャル・ファーム（社会的企業）

東洋大学大学院　後期課程3年　宮竹　孝弥（008254）

〔キーワード〕 社会的起業家、就労支援、協同労働

1. 研究目的

障がい者の就労を目指す社会的起業家の活動を、社会的包摂を実現する取り組みとして、新たな領域のソーシャル・ワークに捉えるかどうかを研究する。

2. 研究の視点および方法

障がい者の就労支援として、障がい者のための労働環境が整備されたソーシャル・ファーム（社会的企業）づくりが拡大している。社会的企業とは、障がい者やホームレス、就職困難な若者や社会的引きこもり、高齢者など、労働市場において不利益な立場の人々を雇用するために創業されている。

ヨーロッパでは、1970 年代のイタリアにおける精神障がい者の支援からソーシャル・コーポラティブ（協同労働組合）が活発になり、ヨーロッパ全土におよびソーシャル・エンタープライズの呼称が用いられているが、イギリスでは、障がい者のための起業をソーシャル・ファームと呼んでいる。アメリカでは大学でソーシャル・ビジネスを学んで、起業する人々がいて、ベンチャー色が強い。アジアでは、バングラデシュのマイクロクレジットによるグルミン銀行、社会的企業を立法化した韓国などがある。これらの文献資料を中心に、国際状況を取りまとめた。わが国では団体ごとにそれぞれの影響を受けて、取り込まれている。

わが国の知的障がい者の就労支援のケースワークで大きな転換期となるのは、個別支援学校高等部の卒業時期である。卒業生達の就労実現のため、進路担当教諭は様々な取り組みを行なった。最近では卒業後のアフターケアまで関わり進路指導を続けている。しかしながら、東京都における調査では、養護学校では支援機関にその役割を求める意見が多い。

また、わが国でのソーシャル・ファーム（社会的企業）の定義は未確定であるが、障がい者のソーシャル・ファームの定義づけの試行が求められる。その起業の成り立ちから、4形態にまとめた。すなわち、①一般就労型　②福祉的就労型　③障がい者雇用型　④協同労働型である。調査に当たっては、注目するのは③と④である。

知的障がい者のために起業家が目指していること、その成果を企業訪問、起業家への聞き取りに調査を展開中である。これにより、ソーシャル・ワークとしての社会的起業の可能性と課題を探る。

3. 倫理的配慮

2011 年東洋大学 「人を対象とした研究等倫理審査委員会」の承認を得ている。

4. 研究結果

知的障がい者のためのソーシャル・ファーム（社会的起業）調査では、きわめて日常的で自然なことが課題として挙げられている。①障がい者が無理なく楽しく働く。②障がい者と支援者が長期に渡り協同して働く。③地域と繋がる交流や活動を行なう。

今後のソーシャル・ファーム（社会的企業）研究の指針とし報告する。

（参考文献）

高崎　明（1988）「街角のパフォーマンス」太郎次郎社

寺島　彰（2009）「わが国におけるソーシャル・ファーム発展の可能性に関する考察」浦和大学紀要

■**自由研究報告**　９：３０～１１：３０

第　１０　会　場（第９分科会）　　**場所　６号館6409教室**

９：３０～９：５５

①【萌芽的研究報告部門】太平洋戦争における精神障害軍人

～戦争における精神障害に対する考え方～

筑波大学大学院人間総合科学研究科障害科学専攻　博士前期課程　　野田晃生

９：５５～１０：２５

②【萌芽的研究報告部門】重度障害者用意思伝達装置の販売とサポートの実態に関する研究

国立障害者リハビリテーションセンター研究所　丸岡稔典

１０：３０～１１：２５

③【研究報告部門】　　地域福祉計画の圏域設定の意味について

～金沢市と松山市の比較からの考察～

世田谷区生涯大学専任講師　山田宜廣

■座長（兼・コメンテータ）：河東田博氏

■コメンテータ：宮城孝氏

萌芽的研究報告部門

太平洋戦争における精神障害軍人

- 戦争における精神障害に対する考え方 -

筑波大学大学院人間総合科学研究科障害科学専攻博士前期課程１年　野田　晃生

（キーワード）太平洋戦争、精神障害、軍人

1. 研究目的

日本は、1941（昭和 16）～1945（昭和 20）年の太平洋戦争において、多くの障害を抱えることになった軍人、いわゆる傷痍軍人を出した。その中には、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の他に、精神に障害を抱えることになった軍人もいた。清水(2006)は、戦争で精神障害を抱えることになった兵士について、国府台陸軍病院の史料を始めとする当時の記録を用いて研究している。しかし、「病床日誌」等を用いて個別の事例研究については行われているものの、他の史料による研究は未だに不充分な状態である。

そこで、本研究では、太平洋戦争期における兵士の精神障害の状況、兵士・そして精神科医や医学者といった人々が戦争で精神障害を抱えるようになることをどのように考えていたのか、いわゆる精神障害観について、これまでにあまり使われてこなかった史料を用いて考察する。

2. 研究の視点および方法

戦争を原因とする精神障害についての研究は､その当時の精神科医･医学者達によっても行われていた。それは、事例研究であると共に、概説的な研究でもあった。つまり、個々の事例を研究し、一般にも当てはまるように戦争における精神障害を研究しようというものである。

本研究においては、当時の医学者・精神科医の残した史料を基にして、戦争における精神障害がどのように捉えられていたのかについて考察する。

3. 倫理的配慮

研究を行うにあたっては、史料（当時の論文やカルテ）に実在の人物の個人情報が書かれている可能性があるので、充分に配慮する。また、精神障害という、現在においても根強い偏見の残る分野を扱うために、研究を報告することによって、さらなる偏見を助長しないように配慮する。

4. 研究結果

当時の戦争における精神障害は、戦場における過酷な環境（最前線における激戦、軍隊内部における規律・人間関係）を原因とすると考えられていると共に、精神障害に陥る軍人本人に素因があると考えられていると考えられている面もあった（遺伝・精神的な弱さ）。その考え方は、軍人の自殺・自傷行為においても同様に見られている。

今後の研究においては、その後、戦争における精神障害についての研究がどのように進められたのか、事例も研究することによって進めていきたい。

参考文献

清水寛『日本帝国陸軍と精神障害兵士』不二出版、2006 年

萌芽的研究報告部門

重度障害者用意思伝達装置の販売とサポートの実態に関する研究

国立障害者リハビリテーションセンター研究所　丸岡　稔典（8104）

〔キーワード〕コミュニケーションエイド、補装具費給付制度、筋萎縮性側索硬化症(ALS)

1.　研究目的

筋萎縮性側索硬化症(ALS)などで,認知・意識面に問題がないにも関わらず,発話・発声による意思伝達ならびに指先動作等を通じた書字や文字入力による意思伝達の両方が困難な場合,一般的な方法を用いて自らの意思を他者に伝達することができないが,文字盤や代替コミュニケーション機器を用いることにより意思伝達を維持することが可能である．医療技術や福祉施策の発展により在宅で生活する重度肢体不自由者が増加する中,その療養生活を支え,社会参加を促進する上でコミュニケーション支援の重要性は増している.とりわけ重度障害者用意思伝達装置(以下意思伝達装置)は,初対面の相手や遠隔地の相手へも簡易に意思伝達が可能であり,上記のような重度肢体不自由者にとり不可欠なコミュニケーション手段の一つとなっている.しかし,意思伝達装置については,一般の福祉機器と異なり,導入及び使用に当たり多くの支援を継続的に実施する必要であること,ならびに2006年より日常生活用具から補装具費給付制度対象機器に移行したものの,こうした支援に対する制度的裏付けが不十分なであり,支援体制に地域格差があることが,その課題として指摘されている.

そこで本研究では,意思伝達装置販売事業者への実態調査の結果をもとに，意思伝達装置の販売とサポートの実態及び課題を明らかにし,継続使用についての持続可能な支援の仕組みのあり方を検討することを目的とする.

2.　研究の視点および方法

意思伝達装置の継続使用支援については販売事業者以外に,リハ専門職,パソコンボランティア等の多様な関係者が関与しているが,本研究では実際の供給を担い,一定の支援が期待されている販売事業者を取り上げた.

上記目的のため重度障害者用意思伝達装置を販売している65事業所を対象として郵送質問紙調査を実施し,有効回答17票（回収率26%）を得た.調査項目は1）事業所概要(法人格,取扱品目,従業員数,事業対象地域)，2）サポートの内容と実績，3)販売事業の実績,4)販売とサポートについての意見，である.この他補足的に販売事業者への聞き取りを実施した.

3.　倫理的配慮

郵送質問紙調査の実施に当たり,国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の承認を受けた.

4.　研究結果

回答事業所の2010年度の補装具としての本体販売台数は87台であり,新規の意思伝達装置本体給全体の16%に当たる.

本体の粗利率は14%から29%であった.本体を年間10台以上販売していたのは4事業所に留まり,7割以上の事業所が意思伝達装置以外の補装具も取り扱っていた.そうした事業所の中からは意思伝達装置販売が薄利や利益が出ないとの意見がだされていた.以上の結果より多くの事業所では意思伝達装置単体では事業として成立しにくいことが示唆された.

回収率からすると支援に力を入れている事業所に回答が偏った可能性があるものの,7割以上の事業所が機器の導入前後わたり,事前説明・スイッチ選定・デモ機貸出・機器設定・操作指導・故障時対応等の支援を実施していた.年間訪問回数は総計10回から600回で,1回の訪問に3000円から16000円程度の費用を要していたが,多くの事業所では訪問に対する利用料を設定しておらず,また設定している事業所からも実際には徴収しにくいとの意見も聞かれた．以上の結果より多くの事業所では訪問支援に必要な費用を販売差益や他の事業収入から賄っていることが示唆された.

今回の調査は比較的少数の事業所からの回答によるものであるが,事業所が継続的な支援を実施しつつ,その費用を十分に回収できていない可能性が示唆された.今後,意思伝達装置継続利用の持続可能な支援の仕組みを検討するためのより大規模な調査が望まれる.

本研究は厚生労働省科学研究費補助金「在宅重度障害者に対する効果的な支援技術の適用に関する研究（研究代表者　森浩一)」(H21-障害-一般-008，H21-H23)の補助を受けて行われた.

研究報告部門

地域福祉計画の圏域設定の意味について

金沢市と松山市の比較からの考察

世田谷区生涯大学専任講師　山田宜廣　(00665)

[キーワード]　圏域への組織の集積　地区社協　地区地域福祉活動計画

1, 研究目的

地域福祉計画において圏域が設定されることは、地域福祉の推進にどのような意味をもつことになるかを考察することが研究の目的である。この意味を明らかにするため、地域福祉計画において圏域設定がおこなわれた金沢市と松山市の地域福祉計画の比較を通してその意味を探ることとする。

2, 研究の視点及び方法

2003 年 4 月市町村地域福祉計画(社会福祉法百七条)が施行された。施行前の2002年1月、社会保障審議会福祉部会において、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」が示された。この中で「地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本である。ただし、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等にかんがみ必要に応じて圏域を設定することが考えられる。」と考え方が打ち出された。さらに「一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉区」として住民参加の体制を検討していくことも考えられる。」とした。2008 年 3 月これからの地域福祉のあり方に関する研究会は、地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策の一つに適切な圏域を単位としていることを上げた。この中で、①地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要、②住民の地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、市町村の中で重層的に圏域を設定、③身近な圏域で発見された地域の生活課題が、より広い範囲で共有、対応の検討を通して新たな活動の開発につながると述べている。圏域の設定の意味を考察するにあたり、筆者が研究対象都市として選んだのが金沢市と松山市である。この両者を選んだのは、いずれも圏域が設定され、そのことが契機となって、市社協の支援を受ける形で地区社協(住民の自主運営の社協)によって、地区地域福祉活動計画が市内の全地区あるいは半数以上で策定されているからである。

3, 金沢市、松山市の地域福祉計画における圏域設定

金沢市は、2003 年「金沢市地域福祉計画策定委員会」で検討を重ね、2003～2007 年を計画期間として、各地区(54)で地区社協によって地区別地域福祉活動計画が策定された(2002 年度 2 地区, 2003 年度 16 地区, 2004 年度 18 地区, 2005 年度 17 地区, 2006 年度 1 地区)。地域福祉計画圏域は、小学校区である。

2008 年度～2010 年度には、全地区で地区地域福祉活動計画の見直しがおこなわれた(2008 年度 18 地区、2009 年度 18 地区、2010 年度 18 地区)。金沢市の場合、小学校区は、さまざまな組織が集積したエリアとなっている。すなわち町連、地区社協、地区民児協、地区公民館である。筆者は、ある圏域(小学校区)でさまざまな組織が一致している構造を「圏域への組織の集積」とよぶことにした。こうした地区の特徴をふまえて圏域が地域福祉計画において設定されたことで、圏域内の組織が結集し、参加することで「地区地域福祉活動計画」が全地区で策定される原動力となっている。こうした原動力は、地区における地域福祉活動を活発化しており、地域コミュニティ活性化事業、高齢者・障害者支援事業、世代間交流、子育て支援、防犯・防火事業、善隣思想の展開と福祉人材の育成など多彩な活動が地域住民の自主事業として展開している。

松山市は、2003年松山市地域福祉計画策定検討会が開催され、2005年度～2009年度を第一期とする松山市地域福祉計画を策定した。地域福祉計画圏域は、「地区社協」の活動範囲である。 第二期の松山市地域福祉計画は、2010年度～2013年度とした。ここで地域福祉計画圏域は、4層の圏域(市全域、ブロック圏域、地区社協圏域、自治会・町内会圏域)である。地区地域福祉活動計画の策定は、 2004年度4地区、2005年度1地区、2006年度5地区、2007年度3地区、2008年度6地区、2009年度2地区、2010年度2地区である。この中で新たに改訂したのが3地区ある(いずれも2010年度まで)。地区地域福祉活動計画の策定を促したのが松山市地域福祉活動推進計画である。これは市社協が策定した。市社協による支援が地区地域福祉活動計画策定の促進力となっている。

金沢市、松山市の地域福祉計画等の関係は次のとおりである。

	市 地域福祉計画	市社協 地域福祉活動計画	地区別 地域福祉活動計画
金沢市	2002(平成14年度) 2008(平成20年度)		2002(平成14年度)～ 2006(18年度) 2008(平成 20 年度)～ 2010(22年度)
松山市	2007(平成17年2月) 2009(平成19年度)改訂版地域福祉計画 2010(平成22年度)	2007(平成17年5月)地域福祉活動推進計画(なもしプラン) 2010(平成22年度)	2004(平成16年度)～ 2011(23年度) 24地区、 2009(平成21年度)～ 2011(23年度) 4地区

4、研究結果

金沢市は、地域福祉計画・地区地域福祉活動計画の組み立てになっている。松山市は、地域福祉活動計画、地域福祉活動推進計画、地区地域福祉活動計画の組み立てになっている。地域福祉の推進では、金沢市にみられる地域福祉計画・地区別地域福祉活動計画によるもの、松山市にみられる地域福祉計画、地域福祉活動推進計画、地区地域福祉活動計画のものと違いはあるが、地域福祉計画の圏域設定が、地区地域福祉活動計画策定の動機付けになっていることである。しかし市社協による地域福祉活動計画については、有無がある。これは、地域福祉活動基盤の違いによるものと考察している。すなわち、金沢市の場合、地区社協は、活動拠点と事務局拠点が一致した構造を築きあげているのに対して、松山市は、活動拠点と事務局拠点は一致していない点があることによるのではないかと捉えた。

筆者が、この両市で最も注目したのが、地域福祉圏域の設定である。両市における設定の仕方は、区域の呼称に違いはあるもののいずれも小地域社会に形成された地理的範囲と地域組織の基盤区域が考慮された内容となっている。このことは、つながりの強い小地域社会に着目し、小地域社会における地域福祉の推進組織である地区社協の住民力、地域力にもとづいた設定となっているということである。

金沢市と松山市の比較を通していえることは、地域福祉計画で圏域が設定され、ある圏域に組織が集積し、ここが活動基盤となって地区社協による地区地域福祉活動計画が策定されることで住民力、地域力が発揮され福祉力の展開がみられることから圏域の設定は意味をもつものであると主張するものである。

なお、倫理的配慮については、本研究の目的に照らし、臨床例等の記述ではないことから特段の申請はしていない。

■■教育セミナー■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１１：００～１１：３０

「福祉実践家参画型プログラム評価と効果的プログラムモデルの形成の方法」

報告者：大島巌（日本社会事業大学）

座長：　菱沼幹男　（日本社会事業大学）

■■関東部会総会■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１２：３０～１３：００

日本社会福祉学会関東地域ブロック総会

日時: 2012年 3月 10日土曜日　12:30～13:00

場所: 東洋大学白山校舎６号館２階6209教室

1. 2011年度事業報告（2011年４月～2012年３月）

1）運営委員会

○第１回（2011.5.20）、第２回（2011.7.31）、第３回（2011.9.14）、第４回（2011.12.14）、第５回（2012.3.10）の計５回開催
○執行体制
担当理事：大島巌（日本社会事業大学）、経理担当：森田明美（東洋大学）、
監事：福山和女（ルーテル学院大学）
○2011年度の運営委員体制
○関東部会独自会計執行内規の制定
○各部会活動の実施・運営（ホームページ部会、ニューズレター部会、社会福祉学評論部会、大会部会、その他）

2）関東部会研究大会

○2010年度研究大会：2011年３月12日土曜日開催予定を、東日本大震災の影響で延期。2011年７月31日（於･東洋大学）に、プログラムの変更なく実施。
○2011年度研究大会を、2012年３月10日土曜日に開催。
・大会テーマ「災害と社会福祉学　～災害国日本における社会福祉学の位置：3.11以後の日本の社会福祉学を構想する」
・記念講演:社会福祉学は東日本大震災をどう受け止めるのか（東洋大学･古川孝順先生）
・大会シンポジウム
テーマ：災害国日本における社会福祉学 - なにを追究し発信するのか
シンポジスト：岡部卓氏、河東田博氏、森田明美氏、都筑光一氏、指定発言:宮城孝氏
・自由研究報告：22演題

3）社会福祉学評論

○電子ジャーナルで、社会福祉学評論11号（2012.3.発行）を発行した。
○6月末、10月末、2月末の年3回を締め切りとして原稿を集めた。
○2011年中に８件の投稿があり、受理２件、審査中５件、不採択１件。

4）ホームページ

○2009年12月より運用開始し、この1年間、毎日平均20名以上の方のアクセス。
○コンテンツには、電子ジャーナル化された機関誌『社会福祉学評論』の一般公開をメインに、研究大会、ニュースレター、運営委員会、新着のお知らせなど。その他、関東地方で行われる公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報を紹介するコーナーがある。
○RSS機能、公式twitterの設置を行った。
○メーリングリストと連携した情報発信を開始した。

5）ニューズレター

○関東部会ニューズレターNo.15を、2012.1.31に発行。６ページ建てのニューズレターで、関東部会の会員に郵送した。

2. 2011年度事業計画（2012年４月～2013年３月）

1）運営委員会

○年４回開催する。
○各部会活動の実施・運営（ホームページ部会、ニューズレター部会、社会福祉学評論部会、大会部会、その他）

2）関東部会研究大会

○2013年３月に開催予定

3）社会福祉学評論

○電子ジャーナルで、社会福祉学評論12号を発行する。
○年3回の締め切りを廃止し、随時投稿できるようにする。若手研究者などから積極的な投稿を募る。

4）ホームページ

○メーリングリスト、公式twitter、FaceBook、RSS機能を活用して、より多くの関係者に訪問して頂くことを目指す。
○電子ジャーナル化した機関誌『社会福祉学評論』のバックナンバーの電子化。国際的電子ジャーナルに準拠した利便性の向上をはかる。
○研究大会、ニュースレター、運営委員会、新着のお知らせ、関東地方で行われる公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報等、豊富なコンテンツを用意する。

5）ニューズレター

○関東部会ニューズレターNo.16を、2013.1に発行する

6）研究奨励賞の制定について、議論を継続する

7）社会福祉学専攻協議会院生協議会との関係強化について議論を継続する

8）その他

3. 2012年度･関東地域部会運営委員の選出

4. その他

2011 年度/2012 年度社会福祉学会関東地域部会委員会・運営委員等名簿

連番	2011 年度運営委員	所属機関・団体	2012 年度運営委員候補
1	森田明美	東洋大学	継続
2	福山和女	ルーテル学院大学	継続
3	荒井浩道	駒澤大学	継続
4	岡部卓	首都大学東京	継続
5	小野孝嘉	東京都社会福祉協議会	継続
6	河東田博	立教大学	後任検討中
7	北本佳子	昭和女子大学	継続
8	小林理	東海大学	継続
9	齊藤順子	淑徳大学	継続
10	佐藤信人	武蔵野大学	継続
11	佐藤繭美	法政大学	継続
12	高橋克典	聖徳大学	継続
13	田嶋英行	文京学院大学	継続
14	竹之内章代	社会福祉士会・東海大学	継続
15	月田みづえ	昭和女子大学	継続
16		上智大学	後任検討中
17	中谷陽明	日本女子大学	継続
18	深谷美枝	明治学院大学	継続
19	三田寺裕治	淑徳短期大学	継続
20	六波羅詩朗	目白大学	継続
21	山田知子	大正大学	継続
22	植木信一	新潟県立大学 / 東洋大学	継続
23	大島巌	日本社会事業大学	継続
24	宮島清	日本社会事業大学	後任検討中
25	菱沼幹男	日本社会事業大学	継続
29	贄川信幸	日本社会事業大学	継続

※順不同、敬称略

■■記念講演■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１３：００～１３：３０

「社会福祉学は東日本大震災をどう受け止めるのか」

講演者：古川孝順（東洋大学　教授）

■座　　長：森田 明美（東洋大学　教授）

2012年 3月10日

社会福祉学は東日本大震災をどう受け止めるのか

東洋大学　古川　孝順

はじめに

3.11から１年

〔１〕危機の重層化

１．日本社会の揺らぎ

２．大震災による揺らぎの顕在化

３．危機への対応

〔２〕社会（総体）システムの揺らぎ

１．国家福祉システムの揺らぎ

1)　国家福祉の１００年

2)　社会保険と社会事業

3)　福祉国家の成立

２．新自由主義の時代

1)　福祉国家批判

2)　市場原理主義

3)　自分で選び、決め、責任をとる市民－強い市民

３．揺らぎと混迷

1)　国家（政府）の迷走

2)　第三の道

3)　地域社会への期待

〔３〕生活支援システムの揺らぎ

１．生活構造モデルの崩落

1)　高度成長期生活構造モデル

2)　象徴としての非正規雇用問題

3)　都市と農村／漁村

２．セーフティネットの張り直し

1)　雇用の斡旋

2)　社会保険の再建－可能か

3)　リベンジ機会の提供

３．社会福祉の揺らぎ

1)　福祉と福祉政策

2)　社会福祉の存立可能性

3)　社会福祉の再生

〔４〕迫られる再考

１．対象＝利用者像再考

1)　対象者と利用者

2)　強い市民とバルネラビリティ

3)　レジリィエンスと生活の主体

２．コミュニティ再考

1)　アソシエーション的コミュニティ

2)　ボンド的コミュニティー農村／漁村

3)　アソシエーションとボンドの遭遇

３．施策再考

1)　国と地域－地域の空洞化

2)　ローカルガバナンスの可能性

3)　社会福祉と一般施策

〔５〕「鳥瞰」と「虫瞰」－研究の視点と枠組み

１．マクロ視点の希薄化

1)　政策論・運動論の時代

2)　『社会福祉の歴史』（１９７７年）

3)　マクロからミクロへ

２．ミクロ視点の自家撞着

1)　エビデンスと重箱主義

2)　『社会福祉原論』（２００３年）

3)　ミクロからマクロへ

３．メゾ視点への期待

1)　経営・運営論の提起

2)　『社会福祉の運営』（２００１年）

3)　連携－媒介／調整／協働

■■シンポジウム■■　　場所　第１会場（６号館6209教室）
１３：４０～１７：００

テーマ

「災害国日本における社会福祉学 － なにを追究し発信するのか」

【シンポジスト】

１．被災地の貧困化をどう考えるのか

首都大学東京　都市教養学部　教授　岡部卓氏

２．災害弱者への支援あり方をめぐって

立教大学　教授　河東田博氏

３．被災地支援における子ども支援の実践から

－子どもの権利の視点が作り出す復興の力

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長・東洋大学社会学部

教授　森田明美氏

４．被災地の視線で考える社会福祉学への期待

岩手県立大学教授　都築光一氏

指定討論

「被災住民のエンパワメント形成支援による地域再生の可能性と課題～阪神淡路大震災、東日本大震災の支援経験から～

法政大学現代福祉学部教授　宮城　孝氏

■コーディネータ：　山田 知子（大正大学）

大島　巌　（日本社会事業大学）

日本社会福祉学会関東部会　東洋大学白山キャンパス　9:30-17:00
大会シンポジューム　災害日本における社会福祉学～何を追究し発信するのか

演題　　被災地の貧困化をどう考えるのか

岡部卓（首都大学東京　都市教養学部　教授）

はじめに一個人的な問いかけ

・安全神話があったのではないか―いのち・健康･生活・環境
・環境への関心―自然環境･都市環境
・被災の教訓は生かされていたのか一阪神淡路大震災
・危機管理―自然のリスク、生活のリスク

２　被災地の状態をどうみるか

・被災の実態

・被災はどこまで自然災害でどこまで人災なのか

３　被災者の声にどう耳を傾けるか

･被災者の声

・支援者の声

４　被災地の貧困化をどう考えるか

・＜例示＞義援金、仮設住宅が投げかけているもの

・被災地の貧困化とは何か
―貧困をどうとらえるか
貧困概念の問い直し　社会的排除の問い直し　貧困化に込められた含意

＊絶対的貧困/相対的貧困　＊社会的排除　　＊ｹｰﾊﾟﾋﾞﾘﾃｨの欠如としての貧困
＊古典的貧困/現代的貧困あるいは新しい貧困
＊社会的費用

・貧困化とは何か、また貧困化は何をもたらすのか

6　社会福祉学は被災地の貧困化とどう向き合うか

・社会福祉学は被災から何を読み取り発信していくか
　理論と実証　　ｿｰｼｬﾙﾎﾟﾘｼｰとｿｰｼｬﾙﾜｰｸ

図　被災地を射程に入れた貧困化の補足説明　　岡部卓作成

被災地域

公的機関
- 行政
- 司法
- 立法

＊公的機関・都市基盤の崩壊
→復旧･整備と都市計画の策定・実施
＊域経済・地域ｺﾐｭﾆﾃｨの崩壊
→地域経済の復興・地域ｺﾐｭﾆﾃｨの再生

都市基盤整備
- 水道・ガス・電気
- 通信（電話・郵便）
- 道路・交通機関
- 等

＊生活基盤の喪失→生活保障（所得・対人サービス保障）

生命＋生活＋住居

住宅
- 自家
- 集合住宅　等

*家屋の倒壊等ー仮設住宅、避難
→住宅保障

保健医療
- 病院
- 保健所
- 福祉施設
- 福祉相談機関
- 等

＊死亡、傷病、孤立等
→心身のケアを含めた保健医療保障

労働
- 農林漁業
- 商店等自営
- 工場
- 会社
- 等

＊雇用の場の喪失･悪化
→雇用保障

教育
- 幼稚園
- 学校
- 等

＊校舎等施設の倒壊等
→教育の場や心身のケアを含めた教育保障

文化・娯楽
- 図書館
- 体育館
- 等

○　<u>個人の生活とそれを取り囲む環境を射程に入れた問題設定と支援方策の検討</u>
○　<u>個人と環境の両面の視点（貧困と貧困化）</u>

＜参考資料＞

○　被災状況

１　東日本大震災

2011 年 3 月 11 日　14 時 46 分　東北地方太平洋沖に発生

日本観測史上最大のマグニチュード９．０を記録

最大３９メートルの津波が発生

地震名：平成 23 年東北地方太平洋沖地震

震源地：三陸沖

２　被災時の状況

人的被害

建物被害

火災

ライフライン（電気・水道・ガス・下水道・交通・道路・電話・ガソリン等）

店舗・飲食店

３　避難状況

自宅、仮設住宅　他都市等

４　被災者の声・ボランティアの声

被災者の声

ボランティア等の声

○　東日本大震災に被災者支援はどのように行われてきたか

１　震災と被災者支援

（１）震災と法制

・基本法―災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法　等

・応急対応―災害救助法、警察法・消防法・自衛隊法　水防法等

・各領域

都市再建―激甚災害法、公共土木施設国庫負担法等

経済再建―各種公庫・保険・補償法、資金調達（金融・融資）雇用維法関連、債務・小切手処理　破産・会社整理関連法

生活再建―災害弔意金法、被災者生活再建法、社会福祉・医療関連法

（２）被災者支援

○公的支援

現物給付

―災避難所、仮設住宅等

現金給付

―災害援護金貸付金、税・公共料金の減免等

住宅金融支援機構（災害復興融資公庫融資）　雇用保険の失業給付等
地方公共団体等の支援
○民間支援
民間（非営利各種団体）支援　　ボランティア
義援金等
（３）各福祉領域における被災者支援
○貧困・低所得領域
・貧困者―生活保護（在宅・入所）・低所得者―生活福祉資金貸付制度
○児童福祉領域
・乳幼児―保育所等　　・学童―児童施設（在宅・入所）
○障がい者福祉領域
・障がい者―障がい者施設（在宅・入所）
○高齢者福祉領域
・高齢者―高齢者施設（在宅・入所）
○関連領域
在宅医療ケアを要する人、在日外国人、留学生、旅行者等

○災害と社会福祉

１　災害と社会福祉
○災害とは何か
○災害と社会福祉
＜２つの例＞
・関東大震災　1923（T12）年９月１日 M7.9
死者・行方不明者数約 142.000 人　全・半壊家屋　約 254,000 戸　焼失家屋　約 447000 戸　＊風評被害　＊想定外　＊後藤新平
・阪神・淡路大震災　1995（H7）年１月 17 日 M 7.3
死者 6473 人、行方不明者３人　全・半壊家屋　約 250,000 戸　焼失家屋　7.483 戸

２　震災における対応プロセス
予防→即時・緊急時対応→応急時対応→復旧時対応→復興時対応

３　今後の課題―震災から何を学ぶか
○震災がもたらしたものをとらえる視点
個人と環境
○復旧・復興への展望
○防災・減災に向けた仕組み（自助・共助・公助）の構築
一営利（企業）・非営利（社会福祉法人・ＮＰＯ等）・非営利（ボランティア・住民組織）・行政が手をつなぎ生活再建（復旧・復興）を図っていくこと

2011 年度日本社会福祉学会関東地域ブロック研究大会・シンポジウム発言要旨

災害弱者への支援のあり方をめぐって

河東田博

１．はじめに

3 月 11 日 14:46、私たちはどうしていたのだろう。被災地に出かけて支援活動を行った人も､心の中で被災者の無事や被災地の一日も早い復興を祈り続けた人もいたに違いない。

私は帰宅難民の一人になり、実家仙台の親や親族・友人・知人の安否を心配しつつも、諸事情で大地震直後から外出を制限され、悶々とした日々を送っていた。それでも義援金を送り、物資調達の手伝いをするなどしてきた。実家も含め友人・知人宅は一部損壊・半壊・全壊になっていたり、沿岸部に住まいしている人たちの中には津波の犠牲になった人たちもいることなどが少しずつ分かってきた。その後、メディアを通して、ライフラインの断絶、物資確保の困難さ、人間関係の断絶・孤立化、集団疎開、行政機能不全、放射能汚染、街・環境の破壊等々の実態が伝えられるようになってきた。

私たちは、時に研究者仲間と、時に学生たちと、時に被災家族の一員として、現地に赴き、実態に触れ、強い衝撃を受け、足が竦み、揺らぎ、何も出来ない自分を責めて今日まで来た。それでも時は過ぎ、時間が流れて行く。私たちに、今、そして、これから出来ることは何か、を念頭に入れながら「災害弱者への支援のあり方」を考えていきたい。

２．災害弱者とは

本発言を行うにあたり、まず、「災害弱者とは誰か」を明確にしておく必要がある。

過去に引き起こされた阪神・淡路大震災や新潟地震、今回の東日本大震災で共通に見られていることの一つに、寝たきりの高齢者、一人暮らしの高齢者、乳幼児、子ども、しょうがい者など他人の介護・支援が必要な人たち、異なる言語文化を持つ外国人が数多く犠牲になっているということが挙げられる。一般の人たちに比してその数は倍近い（または倍以上）とも言われている。また、避難所暮らしや仮設住宅暮らしを通して、家事・育児・介護を担わされることの多い女性の暮らしにくさ・生きづらさ（女性用品不足、男性の目が気になるトイレ・着替え場所のなさ等)、家庭内暴力、性犯罪などが顕在化していることも判明した。したがって、「災害弱者」とは、「高齢者、乳幼児、養育に欠ける子ども、しょうがい者、外国人、女性（妊婦を含む）など、適切な行動をとることが困難であり、必要な情報が得られないなど、災害時においてハンディキャップを有する者」と定義付けすることができる。したがって、本発言では、この定義付けに沿って話題の展開を行っていきたいと思う。

３．東日本大震災の現地で何が起こっていたのか

東日本大震災が発生してから 1 年が経つが、この 1 年間の動きを、各種文献や私的経験を踏まえ、(1) 3 月 11 日震災当日、(2) 3 月 12 日以降現在まで、に分け、東日本大震災の現地で何が起こっていたのかを記していきたい。

(1)3 月 11 日震災当日

「1 歳の子どもを実家に預けて働いておられた方は、津波で実家ごと流され、自分だけが職場で生き残った」「妻の幼稚園に行くがだれもいなかった。しかし近所の中学に避難していることがわかり出会えた。当日は園児と歩いて避難したらしい。すでに保護者が迎えに来た園児たちの中には助からなかった人が多かった。…高齢者の方は失禁もされていて悲惨な状況の人もたくさんいた。」「仲間のひとりが亡くなった。その方は、最後まで、利用者の避難誘導をしていて、それが終わった瞬間に津波が押し寄せてきて、流されてしまった。」（杉田穏子、2012）

「震災当日、大きな揺れの直後には何が起こったか分からず、ある職員の方がたまたま携帯電話のワンセグを見たことで津波が迫っていることが分かった…。その後、車で何往復もして利用者の方を避難させ、津波が来る前には全員の避難ができたので、利用者・職員含めすべての人が無事ですんだ…。また、避難する際、職員の方々は利用者の上着だけは持って逃げたそうだ。3 月のまだ寒い時期だったため、もしその時何も持たずに避難していたら一晩過ごすことも難しかっただろう…。」「（利用者は全員無事避難）事務員の女性…は一度避難したが忘れ物を取りに戻ったところで津波の被害に遭われた」（安藤さなえ他、2012）

(2) 3 月 12 日以降現在まで

・震災直後の実態

「障害者施設の現場では…避難所に入れない人たちが、電気の明かりをみてどんどん入ってきた…非常食は…地域の人たちにもだしているとあっと言う間になくなってしまった。」「通所施設…家族とは連絡がとれないので、そのまま通所で泊まるという形になった。その後も帰せる利用者は帰し、帰せない利用者の家族をどう支援するかが大変だった。がれきの撤去と泥落としさえすれば、帰せる場合は職員総出で、その家のがれき処理などをした。そのようにして一人一人帰れる場所を作っていった。…入所の場も通所の場も、地域の人、グループホーム、ケアホームの人たちが避難してきて、定員の２～3 倍ぐらいの人数で生活していた。」（杉田、2012）

・避難所の実態

「災害直後に避難所に行くが、足の踏み場もないほど混み合う中でトイレすら行ける状態ではなく結局自分たちの事務所に戻った…トイレの備蓄対策がされていない…問題性…福祉避難所ではなく通常の避難所に災害弱者のためのスペース（が確保されていない問題）…避難所（仮設住宅も含め）のバリアフリー化（がなされていない問題）…情報発信力（の弱さ）」（斎藤まこと、2012）

こうした実態は、形を変えて、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震でも見られていた。

「避難所がかかえる問題：…生活の場ではなかった…－障害者や高齢者には過酷な環境、あまりに長すぎたプライバシーのない生活、女性や子どもへの性暴力の防止がされなかった、早い段階での心のケアの必要性」「女性のための電話相談から見えたこと：夫・恋人からの暴力に苦しむ声、孤立感・無力感に苦しんでいる…」（正井礼子、2005）

・震災トラウマ

「職員員の方の中にはご家族を亡くされた方がいらしたり、利用者の方の中にも震災の時の恐怖感が強く残っている様子が見られたりするなど、目には見えない形での影響も強

く残っている…」（安藤、2012）

・被災地における地域生活者の実態

「ヘルパーや手話通訳者も被災し、自立障害者への支援が危機的状況だという SOS が届いています。…避難所から被災した自宅に戻って被災住宅障害者となっている人たちの孤立…地域生活に移行した精神障害者の方々が、地域での生活基盤や人とのつながりが奪われ、再び入院されたという事態もありました。民間の借り上げ住宅…改修の問題が重度肢体不自由者にとって妨げとなっています。視覚障害、聴覚障害の方々への情報保障も大きな課題となっています。」（福祉労働編集委員会、2012）

「大震災では、大勢の外国人も被災した。警察庁によると、6 月 27 日現在、死亡した外国人は 29 人。うち 7 割近い 20 人が宮城県で亡くなった。震災発生直後、外国人が取った行動を調べると、運に加え、『日本語』『近所付き合い』『防災意識』なども生死を分けた要因として浮かび上がった。」（河北新報社編集局、2012）

その他、次のような実態を知ることができる。「避難所を転々とさせられたしょうがい者」「避難所にいることができず、車の中で宿泊を余儀なくされたしょうがい者」「家の中での生活を強いられたしょうがい者」「すし詰め状態の入所施設（地域の活用ではなく入所施設の活用が意味するものは何か）」「疎開（移転）先で孤立するしょうがい者」等々。そして、しょうがいのある人たちが一般の人たちの倍近い被災を受けているという実態がある。地域生活支援をしていて、「座敷牢」の存在が明るみになったという報告もなされている。このような実態を裏打ちするように、次のような報告がなされている。

「支援活動の中で、『障害に対する偏見』を感じました。元々この地域は閉鎖的な考えが根付いていたようで、障害に対する理解が得られていないようです。災害前は、近所からは厄介者扱いで、一人の人間として見てもらえない、本当に必要なサービスが利用できない。災害時も避難所にも行けない、支援物資も取りにいかなければ手元に何もない。この状況を踏まえた上での支援体制と、障害に対する意識の向上が必要」（入谷忠宏、2012）

さらに、支援への問題提起が、被災者から次のように出されていたことも忘れてはならない。

「一番腹立たしかった支援は、他県から派遣されてきたソーシャルワーカーの人たちだっただろうか。一番お願いしたかったのは、通所利用者の家のがれきの撤去や泥落とし作業であったが、自分たちは専門のソーシャルワーカーとしてきているので、がれきの撤去はできないと言われた。『今それどころでないんだわ』と思って、とても腹立たしかった。」（杉田、2012）

４．おわりに：何を整理し、どう震災と向き合ったらよいのか

上述のような被災地支援の実態や課題がありながらも、全国自立生活センター協議会（JIL）、ゆめ風基金、日本障害フォーラム（JDF）、障害者インターナショナル（DPI）日本会議、共同連、被災地の障害のある方へ手と手を「つなぐプロジェクト」、全国障害者生活支援研究会（サポート研）、全日本手をつなぐ育成会、日本知的障害者福祉協会、多文化共生センター、東日本大震災女性支援ネットワークなどが連携し、または、独自に、被災地の惨状を把握し、いち早く現地に飛び、所属ネットワークを駆使して被災者が必要なものを入手し、届け、被災者が必要とする場を確保し、支援し合う、という作業を続けてき

た人たちがいた。支援グループが相互に最も効率の良い役割分担をしつつ、「すきま」をキャッチし、「つなぐ」支援を続けてきた人たちもいた。これらの団体に共通していた取り組みの特徴や主張は、災害弱者をたらい回しにしてはいけない、心地よい居場所をなくしてはならない、孤立させてはならないということであり、復興計画に災害弱者（ネットワークから漏れている人たちも含む）問題を取り入れ、当事者の目線で支援を行い、誰もが必要な支援を受けながらあたり前に生きられる社会・地域づくりをしていく必要がある。しかし一方で、被災以前の災害弱者に対する偏見・差別・排他性などが、震災後の避難所や仮設住宅の暮らしの中で如実に表れてきていたことも心しておく必要がある。

そうした中、今後必要とされるのは、「5 年後、10 年後、30 年後、X 年後を視野に入れた」「個別の私的利益を度外視（超越）した共同的利益」（菅沼隆、2011）を基にした復興構想であり、その際求められるのは、誰もが企画運営に参画し、被災者に寄り添い、現地のニーズと摺り合わせ、課題を深める中から創り出される再生・復興のための構想であるということである。

私が担う発表では、主にこの間私が関わってきた仙台市、名取市の（地震及び津波で全壊した）しょうがい者を含む災害弱者に焦点をあて、「災害への対応を超えて生活のスタイルや社会の組み立て方そのものを問い直し」「被災地における福祉の形をとらえなおす」作業をしてみたいと考えている。また、私が所属する大学や学会で取り組んでいる震災支援プロジェクトの活動を通して学んだことにも言及していく予定である。

最後に、チェルノブイリ原発事故で放射能を浴び白血病で亡くなった知人を通して教えられた「脱原発」こそが「福祉社会」を構築する重要な要素となることを伝えたいと思っている。

参考・引用文献

1．安藤さなえ他『人×情報＝∞～今こそつながろう、被災地と！～』立教大学コミュニティ福祉学部「人×情報＝∞」活動報告集編集委員会　2012 年
2．井上きみどり『わたしたちの震災物語』集英社　2011 年
3．入谷忠宏「被災地障がい者センターかまいしでの支援活動をおこなって」『SSKS われら自身の声』第 5431 号　2 頁　2012 年
4．河北新聞社編集局『再び、立ち上がる！－河北新聞社、東日本大震災の記録』河北新聞社、2012 年
5．斎藤まこと「大震災における災害弱者支援報告」『れざみ』Vol.133　通巻 9094 号　9 頁　KSKP 共同連　2011 年
6．菅沼隆「システミック・リスクと新しい共同－大震災を経験して」『社会福祉ニュース』第 33 号　1-2 頁　立教大学社会福祉研究所　2011 年
7．杉田穏子「被災者に学ぶ」『福祉文化研究』第 21 号　頁未定　日本福祉文化学会　2012 年
8．福祉労働編集委員会「東日本大震災障害者支援アピール」『季刊　福祉労働』第 131 号、8-9 頁、2011 年
9．正井礼子「防災に女性の視点を！」『新潟県中越地震対策における「女性の視点」の反映について－阪神・淡路大地震の事例研究から』神戸市男女共同参画局　2005 年

災害国日本における社会福祉学～なにを追究し発信するのか
被災地支援における子ども支援の実践から
―子どもの権利の視点が作り出す復興の力

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長
東洋大学社会学部
森田明美

１．東日本大震災子ども支援ネットワークの取り組み

【活動の視点】
　主に国際協力の分野で活動していたNGO、主に国内の子ども問題に取り組んできたNPOなどが力を合わせて、子ども支援や子育て家庭の支援に取り組む。
　子ども支援・子育て家庭に対する支援を中心に、国連・児童（子ども）の権利条約の趣旨・規定に基づき、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益確保」、「生命・成長の保障」、「子どもの意見の尊重」をはじめとした「子どもの権利を基盤」にして被災者支援・復興支援に粘り強く取り組む。
【設立年月日】2011年5月5日
【主な活動】
①ホームページなどを通じた、被災した子どもや子育て家庭の支援・復興支援に関わる情報の収集と発信
②子どもの権利条約を基盤にした、子どもや子育て家庭支援・復興支援者・団体のネットワーク
③子どもや子育て家庭に対する支援・復興に向けたアドボカシー(政策提言や権利擁護)
※特に、子ども自身によるアドボカシーへの支援。
＜子どもの目・子どもの声のコーナーを設定＞
・約200通の被災した子どもたちからの声が寄せられる。
・支援者たちが読み、考える交流の場として提供 。子どもたちの声と大学生・議員・専門家・市民・海外の支援者たちからのメッセージが交差する
【呼びかけ団体】
公益財団法人　日本ユニセフ協会
公益社団法人　セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
認定NPO法人　チャイルドライン支援センター
NPO法人／国連NGO　子どもの権利条約総合研究所

２．岩手県「山田町ゾンタハウス」の取り組み
―中学生以降への支援（まず若者を市民社会が受け止める）

【山田町ゾンタハウスとは】
　子どもたちのためのおやつつき自習室。 子どもたち(主に中学生以上)が集い、勉強し、軽食を食べてリラックスできる居場所となることを目指している。特定非営利活動法人(NPO)こども福祉研究所（理事長森田明美）が、国際ゾンタの基金をもとに財団や東洋大学の助成や多くの企業や個人の寄付や支援を受けて、東日本大震災被災地岩手県山田町に2011.8.27開設。
【街かどギャラリーとの連携】
　子どもたちを地域で温かく見守る環境づくりのために、山田町ゾンタハウスの一角に「街かど

ギャラリー」を併設。
　＊山田町では震災前には「やまだ街づくりネットワーク」を中心に「街かどギャラリー」が運営され、交流と文化発信の拠点になっていた。現在は仮設住宅に入居している皆さんの交流・憩いの場、子どもから大人までの文化活動拠点となる。

【開設日と時間】

・平日/14：00～20：00

・土曜日/13：00～18：00

（日曜日・祝日は休み）

□利用は無料

□中学生以上の原則子ども。地域は通ってこられるなら山田町以外からも受け入れる

□約 140 人が登録(山田中学生徒 490 人中)。

□毎日 30～40 人が利用中

　職員は現地で５人雇用。運営の中心は地元の有志３人

[運営組織】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]

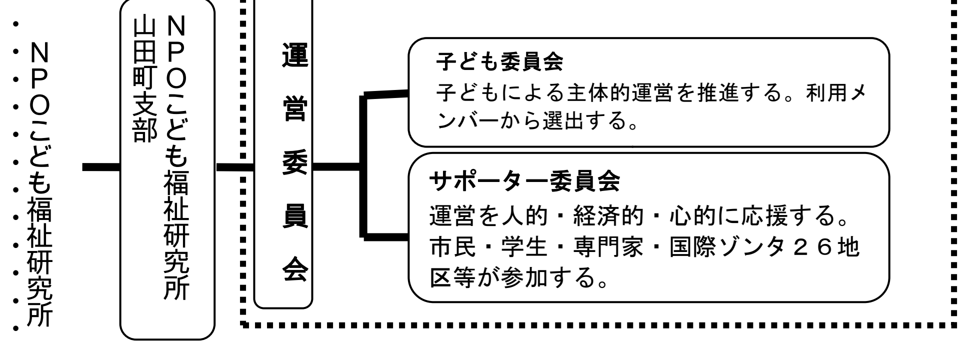

３．東日本大震災での子どもの被災と子どもの困難

１）．家族、親族、友人など支援者の喪失

２）．転居（仮設住宅など）の不自由

３）．活動空間の喪失

４）．経済的な困窮

５）．未成年であるが故の困難

６）．障がい、病気などマイノリティーの子どもの困難

７）．原発事故による避難を余儀なくされたことによる困難

4.東日本大震災で被災した子どもたちの状況

≪学校での被災≫文部科学省 2012.2.16

死亡（幼稚園から大学生まで）：640 人　全体１５７８１人（2012.2.7）

・教職員：34 人

・行方不明：91 人

・負傷：９６人

・学校等の倒壊：4229 施設

≪保護者の死亡≫厚生労働省 2011.08.31 発表
孤児：234 人（岩手県９３人、宮城県１２０人、福島県２１人）、遺児：1295 人
＊阪神淡路大震災における兵庫県の孤児６８人：親族養育６０人、知人養育２人、自宅で生活５人、施設入所１人（阪神淡路大震災遺児実態調査報告平成２３年兵庫県・神戸市）
≪原発避難≫福島県災害対策本部 2011.09.01
・福島県外への避難（幼稚園・保育所、小中高生）11918 人、
・県内での転校 6450 人（文部科学省 2011.10.07 現在）

５．被災した子どもへの支援の段階
①緊急時救済支援段階（生きていてくれてありがとう）
　→遊びと笑顔：ＮＧＯ，ＮＰＯによる遊び場の確保、遊具の提供
②中期的復旧支援の段階（子どものために力を合わせる）
　→普段の暮らしを取り戻す：保育所、放課後児童クラブ、幼稚園・学校の復旧
③長期的まちづくり計画策定の段階　（子どもとともに震災前よりよく復興する）
　→子ども参加・意見表明の場や活動を促進する：まちづくりクラブ、安心できる居場所での支援と発信

６．２０１１年度補正予算に見る子ども支援
補正予算総額 12 兆 1025 億円
＜子ども支援関係予算＞　・合計 5736 億円（震災復興予算の 4.7%）
①文部科学省：「学校施設等の復旧等　1,711 億円」「学校施設の防災対策　2,048 億円」「大学・研究所等を活用した地域の再生　393 億円」「各学校段階における就学支援　513 億円」「幼稚園の幼保一体化施設としての再開支援　18 億円」など総額 5720 億円
②厚生労働省：「子育てサービスの再構築（安心子ども基金の積み増し(被災県)）」16 億円

７．震災における子ども支援の課題
　＊経験のない問題への柔軟な対応の必要性と想像的な提案は専門家の役割
１）子どもの権利の視点の明確化
　子どもの権利を積極的に推し進めること、子どもと共に復興することの決意
　「こどもたちの復興支援を考える青空座談会（岩手県大槌町 2011.6.30)」の経験
２）多様な分野の横断的ネットワーク：権利と権利のぶつかりの調整
３）行政と市民社会との協働の推進：緊急的、柔軟な課題の発見と対応の必要性
　問題と支援とのつなぎ、支援と支援のつなぎなどつなぎ方が重要
４）環境整備と保護的支援の重層的な支援の展開：地域で暮らす家族および新しい家族への支援の整備
５）支援の継続性：孤立感や絶望からの脱出を支え、希望をつなぐ

８．震災復興子ども支援に必要なこと

・家族.親族.友人等を失ったこと悲惨な体験をしたことを大人が忘れない。

・ものや人を失なったことは、不自由であるがそれを不幸にしてはならない。それをよりよく回復させる大人たちの努力をパートナーとして伝え、実践することが重要。

・子どもを中心にした（子どもの参加による）支え合いの関係性を取り戻すことによって、新しい家族や集団、地域の再生は可能である。

　その努力を大人ができるかが問われている

＊「子どもにやさしい都市」国際ルール（2002.5.8-10 国連子ども特別総会成果文書）

１．子どもの権利にコミットした都市の運営基盤システムに必要な４つの一般原則：

　１）．差別の禁止（第２条）

　２）．子どもの最善の利益（第３条）

　３）．生命および最大限の発達に対する権利（第６条）

　４）．子どもの意見の尊重（第１２条）

＊子どもの権利条約条文

２．子どもにやさしい都市建築ブロック

　１）子どもにやさしい法律

　２）都市レベルの子ども計画

　３）子どもにやさしい制度的枠組み

　４）事前および事後の子ども影響評価

　５）子ども予算

　６）市内子どもの状況分析

　７）子どもの権利の周知

　８）子どものための独立したアドボカシー（権利代弁機関）

　９）子ども参加と意見の尊重

被災地の視線で考える社会福祉学への期待

岩手県立大学　都築光一

はじめに

東日本大震災において被災した地域住民の中で、福祉サービスを利用していた人びとの苦悩は、考えられないほどに大きなものがあった。通常、困難な状況に当たっては、必要な社会資源を活用しながら状況の改善を図ることとされてはいても、これほどの大災害となると、社会資源そのものが被災している訳であり、かつ福祉専門職も被災しており、状況が落ち着くまでには、相当の時間を要した。そのような中で福祉サービスの利用者やサービスを必要とすると思われる人びとが、様々な困難の中で、どのような状況に置かれていたのかを検証しつつ、今社会福祉に求められているのは何なのかを考えたい。

１，被災状況の中で　～実際の状況から考える～

（状況１）

震災の当日、多くの人びとが避難所を目指したが、その中でもとりわけ大人数を収容したのは、学校の体育館であった。そのような状況にあって学校の教員は「この地域にこんなに障害を抱えた方々がいたのか！こんなに要介護者がいたのか！」と驚愕した。それだけ地域において社会福祉の対象者が生活しているということに関し、一般に知られていないということである。これは宮城県の市町村行政担当者から提供された事実である。

（状況２）

福祉施設は設置するときの認可の条件として、地域の住民との間でよく理解と交流を図り、地域の求めに応じて必要な役割を果たすことが求められている。今回のような震災においても、住民が避難してきたときは積極的に受け容れなければならない立場にあった。このため実際に多くの沿岸部の施設は、避難してくる地域住民を一般の避難所と変わらずに受け容れた。しかしそのために、地域で福祉サービスを利用していた人や、被災した福祉施設で何とか一命を取り留めた方々を受け容れることができなかった。現状では福祉施設が、福祉避難所になり得ないという事実があった。

（状況３）

被災地では昼夜を問わず、頻繁に余震が発生した。そのために、知的障害者や精神障害者、認知症の方などが次々とパニックを起こした。そのため家族は、やむなく避難所を立ち去らねばならなかった。福祉サービス利用者の落ち着く場所が、実際にはなかなか無いと言うのが実態であった。

結果的に病院が多く、次ぎに措置で他県の施設に依頼したほか、障害者に対応できる施設（とりわけ精神障害者）が不足していた。

（状況４）

災害では、避難所や仮設住宅には支援がいくものの、在宅生活者には支援がない。「これ

まで「地域移行」という名の下に在宅生活を頑張ってきたのに、いざというときには、役所に登録していても支援がなかった」という声を聞いた障害を持つ子の母親が、我が子を施設に入所する手続きをとってしまった。この事実を聞いた長年市町村障害者福祉行政のトップが「衝撃を受けた。これまでの自分の取り組んだものは一体何だったのか。これまで取り組んできたものが、一瞬のうちに水泡に帰したような気がする。」と述べた。これはある公式の席での一コマである。

２，各状況に対して

上記の４つの状況は、被災地で見られたもののほんの一握りの状況である。個別に考察してみる。

状況の１は、社会福祉の対象者が一般に知られていない状況にあることを物語っている。このような状況は、震災によって明らかになった事実であって、平時に置いては「社会の一員」として生活しているのかどうかが判然としないということになる。してみるとそのような社会を前提として、各種行政が展開されていると言うことになるのではないかと思われる。この状況を変えていかなければならないことが、課題として浮かび上がってくる。

状況の２は、福祉施設が設置された当時、「迷惑施設」として取り扱われてきたことの反動が、震災によって現れた、と見るべきであろう。未だに「迷惑施設」として福祉施設を見る地域もあるが、今日では徐々にそうした見方が変わってきている状況にあるものと思われる。国民のそのような意識を変えていくことが必要とされており、震災に置いて福祉施設の担うべき役割が何なのかを考えていかなければならない。

状況の３は、状況の２の課題と対応する内容である。本来は、福祉施設は状況の３にあるような人びとに対応できる必要があるのであり、この場合は家族ぐるみで対応できる必要がある。

状況の４は、深刻な事実と受け止める必要がある。被災地の状況を見た被災地以外の障害を持つ母親の行動である。震災に対して、社会福祉の立場からどのような対応を取ることができるのか、言葉で言うだけでなく、実際に状況を観察している国民一人１人に対して説得力のある具体的な対応や行動が求められていると言える。それだけに社会福祉学が具体的な実践によってその真価を発揮することが必要とされていると思われる。

３，まとめ

社会福祉学は、未だ若い学問だけに様々な社会の状況の中で、これまでの取り組みの成果を、個々の地域社会の仕組みによって具体的に対応する必要がある。これによって、地域社会の一員として生活できるようにしていく必要がある。このための具体的な取り組みが必要と思われ、行政機関、社会福祉協議会、社会福祉専門職、社会福祉事業者、福祉活動に取り組んでいる人など、それぞれの立場に置いて課題を明確にし方向性を示していく必要がある。

日本社会福祉学会関東部会　大会シンポジウム
「災害国日本における社会福祉学～なにを追求し発信するのか～」

「被災住民のエンパワメント形成支援による地域再生の可能性と課題」

～阪神淡路大震災、東日本大震災の支援経験から～

指定討論者　宮城　孝（法政大学現代福祉学部）

報告者である宮城は、1995 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災時に神戸に在住しており、東京に赴任が決まっていたので、それまでの約 2 ヶ月半の間、当時神戸市で最も高齢化率が高かった兵庫区において、地元の福祉事務所や社会福祉協議会と連携して、全国から駆けつけた社会福祉関係者、ＮＧＯ・ＮＰＯ、ボランティアと協働して、災害対策ボランティア・センターの立ちあげと運営を支援してきた。そして、その時の経験を活かそうと、東日本大震災発生当初から被災地支援のあり方を模索してきた。その結果、縁あって岩手県でも被害が甚大である陸前高田市をフィールドとし、今日まで支援活動や調査を行ってきている。

本報告におけるフィールドでの実践の契機となったのは、陸前高田市において 2011 年 5 月 5 日、市民有志による地域再生・復興に取り組むＮＰＯ法人「陸前高田創生ふるさと会議」が結成される集まりが開かれ、そこに参加した大学関係者や都市計画・建築関係の実践家が共同して、陸前高田市の地域再生・復興に向けての支援活動を行うこととなったことによる。その後、「東京 4（法政・明治・東京・中央）大学陸前高田地域再生支援研究プロジェクト」として、都市計画・建築や地域福祉、社会学、臨床心理、公共政策学などの領域の研究者や実践家等の有志による共同研究チームが編成された。また、本プロジェクトは、法政大学サステイナビリティ研究教育機構の震災・原発タスクフォースの一環として位置づけられており、宮城が研究代表者となっている。

このプロジェクトでは、陸前高田市において、「**被災住民自身が地域の再生、生活再建に向けてその課題を話し合い、主体的な取り組みを行うことを支援しつつ、仮設住宅および被災地域におけるコミュニティの形成のあり方を共に模索しながら、今後の復興における地域再生のモデルづくりに寄与する**」ことを目的として、今日まで活動を続けきた。

下記の表 1 は、本プロジェクトによる被災住民等に対するアンケートやインタビュー調査、ワークショップ、会議の実施などのフィールドワークを時系列に添って概要を整理したものである。

本プロジェクトがこれまで取り組んできた支援活動を象徴する出来事として、2012 年 2 月 26 日、本プロジェクトと陸前高田市広田地区防災集団移転事業協議会の主催によって、広田町大陽公民館において広田町の住民約 50 名が集い、広田町の地域再生に向けて復興マスタープランづくりのためのワークショップが開催され、住民による活発な意見交換が行われた。そこでは、陸前高田市の復興計画を基に、①防災（避難対策、防災施設、道路ネットワークなど）、②住まい（住宅地、利便施設、街並みなど）、③生業（港との関係、水

産施設、低地の使い方など)、④新産業（新たに企業・誘致したい産業、施設配置など)、⑤福祉（高齢者の暮らし、子育て環境など）のテーマ別に、具体的な課題や整備・取り組み内容を話し合い、それらを合体させて広田地区の将来の目標像と実現の道筋を整理・共有し、その成果を市へ提案することとしている。

陸前高田地域再生支援研究プロジェクトのフィールドワークの概要

月　　日	調査等フィールドワークの内容
(2011 年)	
4 月 29 日～5 月 3 日	・宮城、大島ら大槌町にてボランティア、遠野市、陸前高田市等を視察。
5 月 5 日	・陸前高田市において、現地関係者らによるＮＰＯ「陸前高田添創生ふるさと会議」の発足式。現地にて大学の共同による調査の要請。
5 月 25 日	・法政・明治・東京・中央大学陸前高田地域再生支援研究プロジェクトの第１回会議
6 月 4 日～5 日	・市内の高田一中の避難所・仮設住宅、長部小の避難所・仮設住宅において、「今後のまちづくりと暮らしに関する意向調査」の実施。
6 月 24 日～26 日	・上記調査結果の速報版を届ける。関係機関等との連絡・調整等
7 月 10 日	・ＮＰＯ「陸前高田創生ふるさと会議」との共同によるワークショップの開催（35 名参加）
8 月 4 日～8 日	・市内の応急仮設住宅団地の自治会長等へのインタビュー調査の実施（第１クール）
8 月 16 日～20 日	・市内の応急仮設住宅団地の自治会長等へのインタビュー調査の実施（第２クール)、青空サロン、防災集団移転事業についての学習会、ワークショップの開催。
9 月 9 日～13 日	・上記、調査結果の速報版を直接届ける。
10 月 14 日～16 日	・市内５ヶ所にて応急仮設住宅団地自治会役員情報交換会の実施
11 月 2 日～5 日	・要谷、福伏、双六集落、広田町地区の防災集団移転事業についての相談支援、ＮＰＯ「陸前たがだ八起プロジェクト」との協議
12 月 2 日～4 日	・要谷、福伏、双六集落、広田町地区の防災集団移転事業についての相談支援、ＮＰＯ「陸前たがだ八起プロジェクト」との協議、広田地区民生委員協議会会長へのインタビュー調査の実施
(2012 年)	
2 月 3 日～5 日	・ＮＰＯ「陸前たがだ八起プロジェクト」と模擬スタディツアーについての協議、要谷、福伏、双六集落、広田町地区の防災集団移転事業についての相談支援、広田地区の主任児童委員、民生委員へのインタビュー調査
2 月 26 日	・住民約 50 名が参加して「広田地区復興マスタープラン」作成のためのワークショップを広田町大陽公民館にて開催

＊上記の内容は、法政大学のプロジェクトが関わった主な活動を整理したものである。

一般社団法人日本社会福祉学会
2011年度関東部会研究集会抄録集

発行日　2012年 3月 10日
編集者　一般社団法人日本社会福祉学会
関東地域部会運営委員会
発行者　一般社団法人日本社会福祉学会関東地域部会
連絡先　日本社会事業大学社会福祉学部　大島 巌
〒204-8555　東京都清瀬市竹丘3-1-30
Tel & Fax 042-496-3126
email　i-oshima@jcsw.ac.jp